第２回自立分権型行財政改革に関する有識者会議

平成２４年６月１１日（月）

【事務局（臼井）】　それでは、お時間が参りましたので、第２回会議を開会させていただきます。

まず、第２回会議の開会に先立ちまして、事務局からご連絡申し上げます。

私、福岡市総務企画局企画課長をしております臼井でございます。よろしくお願いいたします。委員の皆様におかれましては、本日はご多忙中にもかかわらず、第２回自立分権型行財政改革に関する有識者会議にご出席いただき、まことにありがとうございます。

本会議の名称でございますが、当初、「行財政改革に関する有識者会議」という名称でございましたが、前回の会議の際に会議名称の変更について確認されましたので、今回から「自立分権型行財政改革に関する有識者会議」という名称に変更しております。

まず、本日お配りしております資料の確認をお願いいたします。

資料は、会議次第、会議の設置要綱、こちらは名称を改正しております。委員名簿、配席図、「有識者会議確認事項」（資料１）、「市民の納得と共感」の資料（資料２）をお配りしております。また、委員の皆様には前回に引き続き、資料として青いドッチファイルを置かせていただいておりますが、こちらはお持ち帰りにならないようお願いいたします。

また、今回の会議につきましても、前回同様、報道関係の皆様や傍聴される皆様に公開するとともに、動画を撮影し、配信を行っているところでございますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

次に、前回同様の注意事項でございますが、報道関係の皆様及び傍聴される皆様には、当研究会の円滑な議事進行にご理解とご協力をお願いいたします。カメラ等の撮影、取材は、委員の皆様の自由な発言、議論の妨げとならないよう、十分ご配慮をお願いいたします。

また、傍聴者の皆様には注意事項をお渡ししております。傍聴席からの発言や拍手等はできません。注意事項を守られない場合は退席をしていただきますので、どうぞよろしくご協力をお願いいたします。

それでは、まずお手元の委員名簿と座席表をごらんください。今回ご欠席の委員は、井手口委員でございます。

それでは、これより会議の進行は北川座長にお願いいたします。北川座長、よろしくお願いいたします。

【北川座長】　どうも皆さん、こんにちは。委員の皆さん方にはお忙しいところお集まりをいただき、ありがとうございました。また執行部のほうからもご列席をいただき、また傍聴の方もお集まりをいただきまして、ありがとうございました。

ただいまから議事に入らせていただきたいと思いますが、最初に、恐縮ですけれども、１３時から１５時という予定でございますが、会議の議論が錯綜する場合もございますので、１時間をめどに延びる場合もあろうかと思いますので、ご了承をいただいておきたいと思います。

議事に入らせていただく前に、事務局のほうからもさまざまな会議のスケジュール等で若干ご説明がございますので､そのことから入らせていただきたいと思います｡それでは、まず有識者会議のスケジュールについて、事務局のどなたかからご説明いただけますでしょうか。

【事務局（臼井)】　それでは、事務局のほうからご説明をさせていただきます。

資料１、「有識者会議（第２回）確認事項」という資料をごらんください。

１枚おめくりをいただきまして下側、３ページ、「有識者会議のスケジュール（予定)」をごらんください。前回スケジュールをご提示させていただいたところでございますが、前回の会議の際に会議の追加についてのご意見をいただきましたので、まず現段階の予定として、８月の下旬に１回追加させていただくということで再度スケジュールを組み直しておりますので、ご確認ください。日程につきましては、また別途調整をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

また、次回以降はそれぞれ前の回に委員の皆様から出されたご意見、ご質問を踏まえ、毎回振り返りをしてまいりたいと考えております。各回には、それぞれ掲載しておりますテーマについてご意見、ご提言をいただきたいと考えておりますが、これらの項目については現段階の案でございますので、今後ご議論いただく中で変更、追加等のご意見をいただきましたら、適宜対応させていただきたいと考えております。

事務局からは以上でございます。

【北川座長】　それぞれの議題に入るときにまたご質問いただくとして、次に進めさせていただきます。

次の自立分権型行財政改革についてということで、これは前回の委員会で自立分権型と

いうコンセプトを明確にしたほうがいいのではないかとお諮りをいたしまして、委員の皆さんからご了解をいただきましたので、これから自立分権型行財政委員会ということにさせていただくことをご了承いただきたいと思います。

現在も中央でこの分権が進んでいることは、ご承知をいただくとおりでございます。法律的には第１次の分権推進法が１９９５年、２０００年にそれの一括法、そして三位一体の改革から地方財政健全化法、あるいは第２期の分権推進法、現在は地域主権改革が民主党の中で進められております。九州に関係の深い広域連合の地域主権戦略会議がつい先日開催されまして､野田内閣としては今国会に法案提出ということを明言しておりますので、その動きも活発になってくるということでございます。

それと同時に法案が提出されておりますのが、義務づけ・枠づけの撤廃という第３次の改革法です。第１次・第２次はもう成立いたしておりますので、これから地方の自治体は法律に基づいて機関委任事務が自治事務に変わっておりますので、条例制定をしていかなければいけないということでございますので、分権自立は、法律的にはもう不可逆的といいますか、戻らないものになっているという認識をぜひ持ってもらいたいと思います。執行部の方にもその前提でお願いしたいと思いますし、政治的にも一部の全体政党的な政党の方を除いて、圧倒的な多数の方が、分権改革は進めるべしという了解のもとに進んでいるということでございます。

それを前提にして、従来の中央依存型から自分たちが自立してやっていくことに、九州という地域の中で、まあ私がとかく申し上げるのは言い過ぎかもわかりませんが、福岡市は九州の中の自治体のリーディングシティというお立場でもございますので、福岡市のみならず九州全体のリーディングシティとしての決意も含まれていなければいけないのではないか。そんなことで、自立分権型ということを入れさせていただき、ご了承をいただいたところでございます。

なお、この名称を最初予定していたところから変更したことは市長にもお伝えをしておりまして、各部局でも市長を中心に、分権型というのは一体どういうことか、つらいけれども一緒に依存から自立しようという決意があって、この行財政委員会ができているというふうにご了解ください。まあ勝手なことでございますが、そのようなつもりで自立分権型行財政委員会ということで、改めてご了承をいただきたいと思います。

次に、ＩＣＴ活用についての議論の進め方について、事務局からご説明をいただきたいと思います。

【事務局（佐藤）】　では、ＩＣＴを利活用した推進体制につきましてご説明をさせていただきます。おくればせながら、私は情報化推進課長をしております佐藤でございます。よろしくお願いいたします。では、簡単にご説明をさせていただきます。

まずは本有識者会議と庁内体制の整備につきまして俯瞰をしたものが、ポンチ絵でございます。先般ご説明がございましたように、情報化推進プランは行財政改革プランの部門別計画として位置づけられているということでございまして､それに当たりまして本年度、本市では情報化推進プランというものを策定する予定でございます。

それに伴いまして、二つの体制整備を考えております。一つは、右端にございますように庁内組織がございます。庁内組織には、四つ程度の既存の専門委員会がございます。これに加えまして、赤書きでございますけれども、情報化推進プランを作成するための委員会を早々に立ち上げる予定でございます。

加えまして、左端になりますけれども、外部の有識者から成ります情報化推進フォーラム（仮称）を設置するという２段構えにしてございます。これに基づきまして情報化推進プランというアウトプットを出す予定でございます。

対しまして、もう一方の体制整備でございますけれども、ＩＣＴアドバイザーを設置する予定でございます。これはそもそもどういう趣旨で設置するかと申しますと、情報化推進を強固にするため、いわゆるＩＣＴガバナンスを強化するためです。これは外部のＩＣＴに精通した有識者の方に委託をすることにしておりまして、市長へのＩＣＴ政策全般のサポートもさることながら、有識者会議等、庁外あるいは庁外組織との関係で申せば、コーディネーターをするという位置づけでございます。

真ん中にございます有識者会議とＩＣＴアドバイザーの関係は、まずは有識者会議から基本的な考え方の提示を受けまして、右の考え方並びに意見、議論を踏まえながら、情報化推進フォーラムでさらにＩＣＴの利活用をするためにはどのような方策が適当かをご議論いただきます。このご議論を踏まえまして、庁内組織であります情報化推進プラン作成委員会でプランをもんで、最終的にアウトプットとして情報化推進プランを策定していくということでございます。

さらに言いますと、情報化推進フォーラムの中ではさまざまな意見が出てくると思います。それをさらにＩＣＴアドバイザーを通じまして、本有識者会議のほうに基本的な考え方、意見等々をフィードバックするという形をとっております。基本的な考え方として両矢印にしているという意味はそこにございます。

さらに両矢印の下にございますけれども、ＩＣＴアドバイザーは現在、庁内情報システムの現状報告ということで、るる事務局のほうで調査をしておりますけれども、これを次回、第３回目に本有識者会議のほうに現状報告をして、庁内組織の現状並びにその課題等々につきまして報告をさせていただきたいと考えております。

以上のような推進体制で情報化プランを作成するとともに、行財政改革プランの個別計画との整合性を図りながら、推進をしていきたいと考えております。

簡単ではございますが、以上でございます。

【北川座長】　今、事務局からＩＣＴ活用についての進め方のご説明がございましたが、この議題についてご意見ございます方、どうぞご発言をいただきたいと思います。

よろしくお願いします、実積先生。

【実積委員】　九州大学の実積でございます。

情報化推進に関してそれなりの体制を組まれるというのは非常に重要なことだと思います。ただ、市のやるべきこととやっていることに関しては、かなり法律とか制度でがちがちに定められているところが多くて、その中で情報化を進めていって効率化を図るというのはもちろん大事なんですけれども、前回の第１回で申し上げさせていただきましたとおり、自立分権型というのであれば、市の役所組織だけではなくて、市民を含めて全員で行政事務を担っていくという観点が必要ではないかと私は思っているところです。

ひょっとしたらこの有識者会議の枠を離れるのかもしれませんけれども、現在の法律ではできないところに関して、ほんとうはこういう制度が変われば、もっとＩＣＴが活用されてうまくいくんだというふうなビジョンを示すようなことを、少しこの有識者会議の場で考えていったらどうかと思います。

いろいろ調べさせていただきますと、市のほうでは現状の枠内ではかなり積極的にやられておられるような印象を受けているんですけれども、最終的には、「ここは法律に書いているからこれ以上はできないんです」とか、「ここは人がちゃんと入ってチェックをしなければいけないんです」というのが多いです。本来であれば例えばマイナンバーをもっと積極的に活用するとかすればもっとうまくいくのになというところがあったりしますので、もし可能であればこの有識者会議で、まあ国の制度を変えるという結論はさすがに難しいと思うんですけれども、ほんとうならこういうふうに変えればここまで行くんだけれどもというところを明確にして、長期的な政治に対する課題設定ということまで踏み込めればいいなというのが、私の感想であります。

【北川座長】　今、重要なご提言をいただいて、法律があるからできないという思想は変えたほうがいいかと僕も思うんですね。

地域主権戦略会議でも、九州広域行政機構なんかも実は手挙げ方式で、手を挙げてこういうことをやろうとなったときに法律が改正されて、今提案されているということですから、おっしゃったように自立分権型なら、実質的な新しいＢＰＲのためのＩＣＴ活用とあわせまして法律改正も視野に入れるというご提言だと思いますので、ぜひそのあたりは委員の皆さんとご議論しながらやっていきたいと思っております。

どうぞご意見いただけますように。

【石森委員】　今の事柄につきましてはもちろん賛成でございますが、ただ、法律はいつもできないと考える壁ばかりではありませんで、これをいかにできるように工夫するのかというのが、自立分権型の法務に対する考え方ではないかと思います。

１点はそれですけれども、もう１点は、どうしても法律として大事に考えなければいけない原理原則はあるはずで、いくら自立分権型といっても、これをないがしろにするといいますか、これに反するということには慎重でなければいけないと思うんです。

情報化推進に当たって、例えば個人的な経験から言いますと、コンビニで証明書が自動交付されるというようなサービスに対しまして、果たして個人情報の保護を福岡市としてしっかりやってくれるのかどうかという検討の場がございましたけれども、大丈夫だと言えるような対応を福岡市がされているという印象は、残念ながら私は個人的には持てなかったわけです。

相対立するかもしれませんけれども、情報化推進と、それでも守らないといけないようなこととをバランスよく検討していかなければいけないと思うんですけれども、ＩＣＴアドバイザーというのはどういう分野の方々を想定されているのか、ちょっとお教えいただければと思います。

【北川座長】　ＩＣＴアドバイザーはどういう方なのか、事務局の方から何かご説明があったらどうぞ。

【事務局（佐藤）】　今のお尋ねにございましたＩＣＴアドバイザーの方は、基本的には提案の協議によりまして選定しております。その提案協議のポイントといたしましては、まずＩＣＴ政策に関しまして豊富な知見を持っているということ、それから地方自治体におきましてＣＩＯ等、もしくはＣＩＯ補佐官等の業務について豊富な経験を持っていらっしゃること、この２点の観点から選定をしてございます。

現在想定されていますのは、広島市もしくは中央の会計検査院等々でＣＩＯ補佐官、もしくはＣＩＯ補佐官業務的なもの、それからＣＩＯ、ＩＣＴアドバイザー的なものの観点、特にシステム最適化あるいは地方振興というような観点から、幅広い知見を有する方を選定してございます。

設置につきましては、明日、正式にＩＣＴアドバイザーとして設置するという計画になってございます。

以上です。

【北川座長】　今のでよろしゅうございますか。

【石森委員】　はい。

【北川座長】　今の法律でこれは無理だなというときには、提案というのはあると思うんですね。法律を破ってやるということはできないと思うんですけれども、そのあたり、自立分権型なら相当挑戦していく価値はあると思うんですね。その範囲で、実積先生と考え方はそごがなくて、こういう感じのどっちで上るかという考え方でよろしゅうございますか。

【石森委員】　はい。

【北川座長】　どうぞ。

【久留委員】　ちょっと質問をしたいんですけれども、私が聞きそびれているのかもしれないんですが、この情報化推進フォーラムですとかプラン策定委員会、この有識者会議とのスケジューリングというか、流れですね。同時並行的に行われていくんですか。といいますのは、この絵を見ていると、「第３回会議にて報告予定」ということも書いてありますので、その辺、お互いのスケジュールがどういうふうになっているのかということです。

それから、これは私の素人なりの意見というか考えなんですけれども、ＩＣＴアドバイザーの方たちにこの有識者会議に出ていただいて、意見交換ができるのかどうか。もしできれば、もっと話が深まっていくのではないかなと。まあ、報告とは書いてありますけれども、そういうふうに思いますが、いかがでしょうか。

【北川座長】　事務局の方、お願いします。

【事務局（佐藤）】　先生から２点質問がございました。

まずは１点目のスケジュールでございますけれども、当然、先ほど説明させていただきましたように、行財政改革プランと整合を図りながら情報化推進プランを作成していくというようなスケジュールを考えておりまして、これは当然、連携を密にしながら、互いに

連携をしてプランを作成していくという段取りになってございます。

具体的に申しますと、９月もしくは１０月ぐらいには中間報告を取りまとめまして、３月末ぐらいをめどに成案を取りまとめるという運びになってございます。そういった意味合いにおきましては、行財政改革プランと同時並行的に進めるということになってございます。

以上です。

それから二つ目でございますけれども、ＩＣＴアドバイザーの方に第３回目以降、必要に応じましてこの会議にご出席をいただいて、意見を賜るということでございますけれども、これにつきましては、もし座長のご権限の中で招集が必要だということでございましたら、必要に応じまして、スケジュールの兼ね合いもございますので、そこら辺を検討しながら調整をさせていただきたいと思っております。そこは第三者の相手もございますので、もちろんスケジューリングも踏まえつつ検討させていただきたいと思います。

以上です。

【北川座長】　よろしゅうございますか。どうぞ。

【吉村委員】　吉村です。まさに今、実積先生がおっしゃられたとおりだと思います。この行財政改革というのは、ＩＣＴをツールとして利用していかに推進していくのかというところがポイントだと思っています。

前回、全庁のＢＰＲを一回見直しましょうというお話があったかと思います。見直すに当たっては、このＩＣＴの部分についても一回ゼロリセットして、どうやったらＢＰＲがうまく回るのかという観点から、もう一度検討する必要があるのかなと。

今、民間企業ではクラウドを使った所有から利用という流れがございます。あるいは仮想化技術、そういった新しい技術を利用した形で、例えば企業が共同化したりだとか、そういった取り組みがなされております。例えばこのＩＣＴの部分というのは当然、市民のところまでその利用が行くと考えた中で、全庁的というのは、この市庁舎だけではなく外郭団体、あるいは利用者としての市民まで含めた形で、どうあるべきなのかという議論をぜひしていただきたいと考えております。

１０年後、２０年後、３０年後の福岡市、あるいは福岡市をはじめとする周辺市町村のＩＣＴのあり方をぜひこの場で、アイデア的なものでも結構ですので出していただければいいのかなと個人的には考えております。

以上です。

【北川座長】　今のご意見、ご質問にお答えいただけますか。

【事務局（佐藤）】　では、お答えいたします。少し私見も交えながらお答えさせていただきますと、当然、１０年、２０年後を見据えた情報施策の展開というのが必要です。といいますのも、例えば、現高齢世代ではインターネット利用率は４０％を切っているという状況です。それが１０年後になりますと、いわゆるＰＣあるいはダブルパソコンをはじめとしたＩＣＴツールをばりばりに使っている方が高齢者になっていくということが見込まれます。そういたしますと、本市に限らず全国的にＩＣＴを利用した高齢者人口が急増すると考えております。そういった中で情報化施策を推進していくことが必要だと考えております。

それから、ＢＰＲを行うに当たって市民目線あるいは利用者目線ということは当然のことでございまして、本市におきましても、例えばＩＣＴを使ったまちづくりですとか、あるいは地域経済の活性化というような題目がございます。これらにつきましても、パブリックコメントもしくは情報化推進フォーラムの中には、市民の活動家あるいはＮＰＯ法人等々の活動家にも入っていただきまして、市民目線から忌憚のないご意見をちょうだいしたいと考えております。そういった意味で、まずは庁内だけで考えるのではなくて、あくまでオープンに、市民に開かれた情報化施策を展開するという意味で、市民目線に立った情報化の推進が重要だと考えております。

以上です。

【北川座長】　よろしいですか。今、委員さんがおっしゃったのは、庁内だけではなく、特別会計とか事業会計のことだと思いますけれども、その数値をきちんと出してもらうということですね。

【事務局（佐藤）】　その点につきましては調査をしまして、検討させていただきたいと思います。

【北川座長】　いや、今、いろいろ委員の先生からおっしゃっていただいたのは、こちらで行財政委員会を進めていて、ＩＣＴのほうはそっちの路線でというなら、この委員会は要らないわけだから、そこはきちんと、今ご説明のあったように、有識者会議のもとにこのＩＣＴアドバイザーを置くということで理解しています。そうでなければこの委員会はやれないと思いますが、私の決定でよろしいですか。

【事務局（佐藤）】　それにつきましては、座長のおっしゃるとおり進めたいと思います。

【北川座長】　でないと、今の委員の先生方のご期待に私は座長としておこたえできな

いので。実積委員さん、吉村先生、それでよろしいですかね。そこまで行かないと、この委員会の意味がないと思います。

【吉村委員】　例えば今、スタート段階として、第３回会議にて報告予定という話になっていますけれども､現状の既存のＩＣＴの状況を次回の会議の中で出していただきたい。例えば全庁でどれだけ開発コストや運用コストがかかっているのかを、一回洗いざらいこちらに出していただくというのも一つの方法なのかなと考えておりますけれども、いかがでしょうか。

【北川座長】　そういうふうなことで次回に出していただくというか、全部を出すということでしょう。

【事務局（佐藤)】　おっしゃるとおりです。

【北川座長】　時間的に数回しかできないので、ぜひそのあたりはきちんとして。情報化だけのことではなく全庁的に動いていますし、特別会計的なところも入っていると思うんですね。それが全部、情報連携ができていないのではないか、無駄なことが多いのではないかということが心配なので、オープンでぜひこの会議で議論するということで、吉村委員さん、よろしゅうございますか。

そのほか。

【加留部委員】　今のことに付随する話になるかと思うんですが、前回の会議で配られた策定についての１５ページに書かれている絵を見ますと、今から、今日、次回、その次とずっとやっていく議題というものは､この中の一つ一つとしてとらえられるわけですが、その下のＩＣＴの活用というものを全体を支えるものとして位置づけているというふうに見た場合、これらの議題にすべて共通することとして、この場にいていただいて議論を重ねていく必要が私はあるのではないかと感じております。

特に今日の議題でいきますと、この後の広報・広聴であるとか市民とのやりとりとかいうのは、まさにこのど真ん中のところに入るように私は感じておりまして、アドバイザーが明日付で設置されるというのは、何かスケジュール的にも少し、そごとまでは言いませんけれども、全体の流れというところでは、正直首をひねるといいますか、そういうことを先ほど感じておりました。

この後の話に直結するんですが、いい悪いは横に置いて、私たちが面と向かって具体的に対話をしながら、お互いに何をどう考えているかということを率直にやりとりしていかないと、よりよいものは生まれないと思っています。相手はだれなんだ、何人いるんだ、

どういう人なんだということを我々も明らかにすると同時に、お互いに明らかにしていくことがここのメンバーですらできなかったら、市民との間でできるわけはないと私は感じておりました。

この絵姿からいきますと、ＩＣＴのアドバイザーの方は、ぜひ全回、すべてに共通基盤としてご参画いただきまして、ご意見の交換をさせていただければと思っておりますが、いかがでしょうか。

【北川座長】　それは事務局が答えるのではなしに、私が出席要請します。それでいいでしょう。そうします。当然、ＢＰＲ、ビジネスプロセスをリエンジニアリングしていくときには、そういう覚悟がないといけないと私も思いますので、そういうことでよろしゅうございますか。はい、どうぞ。

【世良委員】　世良です。ただいまの加留部委員のご指摘に全面的に賛同します。

ＩＣＴにつきまして、前回の１５ページの絵を加留部委員はお示しになりました。ＩＣＴというのが今回、行財政改革の検討項目の通奏低音のようなものだと私も理解をしているわけなんですけれども、このＩＣＴの活用ということが、ともすれば業務の円滑化など局面にのみ特化してしまい、今回この会議で議論します市民の納得と共感、財政健全化、組織風土改革、これの全般についてきちんと検討するのでなければ、きちんとした、何というんでしょうか――とりわけ私が気にしておりますのは、例えば情報公開といった部分についても、もちろんＩＣＴ活用の余地はあろうかとも思うんですけれども、庁内の業務の円滑化・改善、それとか市民サービスの利便性向上といった部分だけだと、一面的に過ぎるのではないかと思うんですね。

行財政改革の中でも、市民に対してきちんとした情報公開をしていくということはとても重要なことで、本日の第２回会議での議題になっていますけれども、財政健全化でも情報公開の問題は出てきますし､組織風土改革のところでも出てくるといったようなことで、ＩＣＴも三つのテーマのそれぞれに関係してくるかもしれませんけれども、情報公開というのもどれにも関係してくることだと思うんですね。その情報公開ということを考えるに当たっては、ＩＣＴというのは非常にキーになるツールだろうと思うわけなんです。

ですので、このＩＣＴについて、こちらの情報化推進体制の案が今日示されたのは遅いと思っておりますし、本日の会議で語り尽くせないことが次回以降また出てくるのではないかと思いますので、日程のほうも委員の皆さん方、お忙しい中を繰り合わせておいでになっていると思うんですけれども、スケジュールも１回プラスにはなりましたが、もう１

回プラスとかもあり得るのではないかというようなことを考えておりますし、ＩＣＴアドバイザーの方との議論のフィードバックの結果をまた次回整理するというようなことをしていったりしますと、結構時間はないのかなとつくづく感じているわけですので、会議までに準備すればいいという形でこの会議の運営を事務局にご準備していただくのではなくて、会議と会議との間にも、ぜひ円滑で有効な情報交換ができるように取り計らっていただけないだろうかということを問題提起させていただきます。

【北川座長】　今ご提議いただいたのは、ＩＣＴだけではなしに、今回の２回目を開催するに当たりまして委員の皆さんからもご質問をいただいて、事務局からお答えをしているということですが、限られた回数でございますから、委員さん同士のお互いの相互交流というのもあったほうがいいだろうということで、私も事務局のほうには、会議と会議の間の連絡方法とか､あるいは仮にＩＣＴについては実積委員さんなんかが専門だとしたら、ちょっと勝手な思いでございますけれども、この委員会でそういうタスクフォースをつくって、ＩＣＴアドバイザーをきちんとリードしていくということ、あるいはそのほかの専門的なＮＰＯのことならＮＰＯでとか、今ご意見いただいたので、正式に事務局もその点の進め方をお考えいただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。

【事務局（貞刈)】　はい、よろしゅうございます。

【北川座長】　では、よろしく。

【事務局（貞刈)】　１点だけ。ＩＣＴの関係ですけれども、基本的に我々として、この会議にＩＣＴアドバイザーは出席していただくということを原則として考えたいと思っております。今日幾つかご意見ございましたけれども、それも含めて次回、ＩＣＴアドバイザーのほうからきちんとご報告をさせていただくということになります。

それから、いろいろご懸念もあろうかと思いますけれども、基本的に市の中ではさまざまなシステムがたくさん入っておりますが、その導入に際しては、きちんとそれぞれの委員会で費用対効果といいますか、コスト計算をしながら入れておりますので、その辺のことで時間がかかるということはございません。ただ、全体最適化でございますとか、数十億、１００億近いお金がかかるようなものについては十分やれていない部分もございますので、その辺も含めてアドバイザーのほうからご説明をさせていただきたい。そういう公共的なものも含めてのご経験も豊富ということでございますので、その辺も含めてお話ししていただければと思います。よろしくお願いします。

【北川座長】　では、どうぞ。

【実積委員】　ちょっと意見です。そうするとＩＣＴアドバイザーの意見というか、どういう説明をここでされるかというのは、議論をリードする上で非常に重要だと思うんですけれども、先ほど少し気になったのが、このＩＣＴアドバイザーの選定基準が、ＣＩＯ補佐官の経験とか、要は公的なシステムをどうやって回してきたかというのが基本で選ばれているような感じがするんです。先ほど委員からも意見が出ましたように、ゼロベースで見直すというのであれば、公的なシステムをどうかというよりも、本来ＩＣＴをしっかり活用すればここまでできるんだというお話をお伺いさせていただいて、その中で、例えば、市民情報を強制的にとることができる行政システムまでほんとうにやっていいのかという議論を追加的にしていくというやり方のほうがいいかなと思いました。

その意味で、ＩＣＴアドバイザーは選ばれているんでしょうけれども、民間のＥＲＰの専門家とかにお話を聞いて、本来ここまでできるはずだという部分、それから個人情報保護の問題は必ず出てくるところですので、法律関係の専門家にもぜひご足労いただいてお話を聞くと。それが最終的に情報化推進プランのほうにすべて反映されていくんだと思いますけれども、有識者会議のほうにも、「ここまでできるんだけれども、こういったものがありますよ」という両論併記で議論させていただければと思いますが、いかがでしょうか。

【北川座長】　今の実積委員のお話については私もそう思っていましてですね。お金が幾らかかるから無理だとか、事務局にそこまで決めてもらったら、この委員会は全く意味がないということを明確にご理解いただいておかないといけません。この行財政委員会はきちんとゼロベースで見直そうということですから、あなた方のルールに乗っかって我々がやったのなら何の意味があるかということを、もう一回明確に皆さんに意識を持っていただかないと、全然意味ないじゃないですかということに対して、お答えをいただきたいと思います。

【事務局(貞刈)】　私が申し上げたのは、庁内でのいろいろなシステム導入に際しては、こういうふうな考え方をしてこれくらいのコストがかかってやっていますという現況については、ご報告させていただこうと思います。それはアドバイザーが直接言うほか、事務方から言う部分もあると思いますけれども。

ＩＣＴアドバイザーについては、基本的に民間の方で、両方に通じてあるということでのお願いをすることになっておりますけれども、もちろん今ご質問がございましたように、そこでカバーできないものも当然ございましょうし、十全でないものについて提案をするといいますか、この委員会の中でも提案等あると思いますので、その辺についてはきちん

とご意見を伺いながら、また取り組んでまいりたいと思います。

【北川座長】　よろしいですか。要するに、効率的なこととかいろいろなことはもちろんでございますけれども、分権自立になったときの市民との相対関係を、どうＩＣＴを用いてやるかということのご提言も出たわけでございますから、そういう幅広いところから一遍ゼロベースで見直していただくという基本的な姿勢を確認させていただかないといけないとほんとうに思っております。今の執行部の御答弁でよろしゅうございますか。

では、そのように執行部のほうからもご答弁いただきましたので、全体のＢＰＲ、福岡市役所の全体のあり方にまで大きな影響を及ぼすということで、このＩＣＴの取り扱いについては私どもの考え方を尊重いただくということと、実務的にこの委員会にご列席いただくということは、事務局とも詰めさせていただきたいと思いますので、ご了承いただきたいと思います。

そこで、このＩＣＴの活用の議論の進め方については終わらせていただいて、次に移らせていただいてよろしいですか。

それでは、財政健全化について議論の進め方ということで、事務局からご説明をお願いいたします。

【事務局（今村）】　財政局財政調整課長の今村と申します。

先ほどの資料の５ページ、これは第１回の資料と同じものでございますけれども、改めましてご説明させていただきます。

今から行財政改革に関するご意見をこの委員会で伺うわけなんですけれども、第１回ではその行財政改革の前提となります福岡市の財政の今後の見通しについて、一定の試算という形でその数字をご説明させていただきました。一般財源の総額がほぼ横ばいという推移の中で、少子高齢化等の影響を受けて社会保障関係費が伸びていく、あるいは公共施設の維持・保全・長寿命化のための経費が大幅に増加するという見込み、その結果としまして、入りは変わらず出のほうが増えるということですので、重要事業の推進、あるいは新規投資のために使える財源が減少していくということをご説明させていただきました。

平成２４年度の当初予算で、重要事業の推進や新規投資のために、一般財源を２９４億円、予算上は投資として措置しておりますので、この規模を仮に維持しようとするならば、２５年度以降の４年間で新たに８５１億円の財源確保が必要というご説明をさせていただきました。また、このグラフでもわかりますとおり、この２９４億というレベルは、平成２９年度の段階ではゼロになってしまうということもあわせてお示しいたしております。

また、ここに書いていますとおり、このほかにも福岡市には、これまで老朽化が進んでいる施設の新たな更新等もございます。そういった建てかえ等の財政需要についてはこの中では見込んでおりませんので、確保すべき財源がさらに拡大する可能性もあるとご説明させていただいております。

第３回、第４回で財政健全化についての具体的なご議論をお願いするわけなんですけれども、こういった財政見通しの中で、新たにどういった分野にどの程度投資すべきかということにつきましては、並行して総合計画マスタープランの中でしっかりとご議論していただくことになっております。

そういった中で、どういった金額が必要になるかということも今後精査をしてまいりますけれども、まず私ども行財政改革の側といたしましては、必要な事業を行っていく、新たな投資をしていくために、まずは既存事業の見直しをしっかり進めていく必要があるという観点で、仮に２４年度と同程度であれば８５１億円という数字をベースに、今後議論を進めていただければと考えております。

私からの説明は以上です。

【北川座長】　はい、ありがとうございました。それでは、財政健全化について委員の皆さんからご意見をいただきたいと思います。どうぞ。

【沼尾委員】　済みません、一点基本的なことを教えていただきたいんですけれども、今、並行して総合計画マスタープランで財政見通しについても検討するということだったんですけれども、そちらの検討とここの会議での検討というのはどういう関係になっているかということを教えていただけますか。

【事務局（今村）】　第１回の資料の最後、１８ページになるかと思いますが、こちらの上半分のほうで、総合計画そのものは今年、総合計画審議会を立ち上げまして、年度の途中までには総合計画として、今後１０年間の長期計画について定めていくということにしています。また、その１０年間の長期計画の中で、今後４年間、特に力を入れている分野、施策、事業については、私どもは政策推進プランと呼んでおりますが、実施計画の策定作業を並行して行うこととしております。現在、この実施計画の中で盛り込むべき事業の検討というのが全庁的に行われております。その内部の作業とあわせまして、私どものほうで既存事業の総点検等を行って、財源を生み出す作業を今並行して行っております。

この一定の調整につきましては、秋口ごろにこの行財政改革プランの素案をまとめますときには、少し整理されたものとしてお示しすることができるかなと。これはあくまでも

素案ということで、まだ粗々の姿でございますので、さらに詳細に事業を選定し、またその財源の確保についての見通しを年度の後半で調整いたしまして、来年春には両方とも原案という形で確定をしたいと考えております。

以上です。

【北川座長】　どうぞ。

【沼尾委員】　今のお話ですと、こちらの有識者会議のほうで今後の財政見通しですとか運営に関して検討されていることが、そちらの計画の中でどういう形で反映されていくのかというのが全くわからないんですね。

例えば、前回の説明でも本日の説明でも、これだけ財源が足りないと。今のご説明ですと、事業を選定するとおっしゃっておられますけれども、基本的には事業を実施する方向で、その財源をどう捻出するかということで、事業全体をゼロベースで見直すという観点が全く聞かれなかったんです。そのあたりのことも含めまして、ここの有識者会議でこれから財政健全化の検討をしていくわけで、私はてっきりゼロベースできちんと見直していくのかなと思っていたんですが、そのあたりにまだ余裕があるのかなという印象も持ったところです。

前回の資料を見ましても、臨財債の発行も含めまして、２０年度に立てた計画と実際の公債の発行額というのはかなり違ってきているところもあると思いますし、今はまだ若干余裕があるとしても、この後、国の財政も非常に厳しいということで、今から締めてかかるということが、ある意味重要なのではないかと思っているところもあるわけなんですけれども、そういったことについてこの場で検討されたことが、今の計画の検討の中でどういうふうに生かされるのか全く見えなかったということで、非常に心配になったという意見なんです。

【北川座長】　今のについて、どうぞ。

【事務局（今村）】　ご指摘はごもっともでございまして、何もゼロベースでの見直しをやらないということではございません。何も見直しをやらなければ、今年度のような規模の予算はもう二度と組めない、２９年度には投資がゼロになってしまうということが前提です。したがいまして、既存事業につきましてゼロベースで見直していくという作業を今まさに内部的にやっておりますので、その作業の内容、あるいはそこでどのように進めたらよいかというご意見について、第３回、第４回でぜひいただきたいと考えております。

また、新たに新規投資をやっていくかどうかの判断については別で議論しますと申しま

したけれども、当然、見直しによって生み出すことができる財源の範囲内でしか、新たな投資は行えないわけですから、例えば今だと全くできません。今年度は２９４ですけれども、来年度は１２４しかできません、再来年は６９しかできませんというような数字になるわけなんですが、もっとたくさん施策事業を行っていかなければいけないということであれば、当然その分、既存事業の見直しもしていかないといけない、あるいは新規でやろうと思っている事業そのものにも選択と集中を行っていかなければいけない。

我々が行財政改革でこのぐらいの財源は生み出せる、あるいはこのぐらいの財源しか生み出せないというようなことをご提示しながら、その中で福岡市の成長のために、あるいは福岡市の暮らしの質を高めるために、どのような施策事業に選択と集中を図っていくのかということを実施計画の中でご議論いただくという組み立てになっております。

以上です。

【沼尾委員】　そうしますと、そちらの計画の検討のチームと、こちらの有識者会議との関係というのは、どういうふうに考えるんですか。ここで出た話をそちらのほうであとは引き取って、こっちで検討しますよという位置づけですか。

【事務局（今村）】　ちょっと整理が不十分で申しわけございません。あくまでも福岡市がこれから何の分野に選択と集中をして投資をしていくのかということにつきましては、これは総合計画の実現のための取り組みでございますので、総合計画審議会、あるいはその関連の組織でご検討いただくことになります。ただ、その前提といたしまして、福岡市の財政状況、あるいは財政健全化の取り組みが、こういう取り組みをしなければいけない、あるいはここまでできそうだということは、背景、前提条件としてお示しをした上で、成長の議論をしていただくということになります。そういった役割分担といいますか、連携といいますか、そういった形で進めさせていただこうと考えております。

【北川座長】　よろしいですか。前回、委員の中から出ましたが、今のお話では私もわかりませんね。例えばここで皆さんが出された数字を見たときに、２４年で２９４億円の新規投資的、これがベースですね。まずこれを分母にしてやるのが正しいのかどうかという議論もしないとこの場の意味はないわけです。あなた方の努力目標を聞いて「そうですか」と言う追認委員会には絶対なりませんから、それは明確に申し上げておきます。

そこで、例えば２９４億が、明らかに２８年度では投資的経費はゼロになって、２９年から３４年は赤字だから、固定経費まで踏み込まざるを得ないということは明確になっているわけですよね。これをどうするかということを明確にしていただく。あるいは沼尾委

員さんがおっしゃったように、ほんとうはゼロベースで見直して総合計画も立てなければいけないと思うんですけれども、その説明では若干わかりにくいので、もう一回お願いします。

【事務局（阿部）】　財政局長の阿部です。わかりにくかったということでございますので、繰り返しになるかもしれませんが、もう一度。

今座長がお示しされたように、４年間で８５１億の不足が見込まれるということです。大ざっぱに言うと、単年度で言えば２００億超ぐらい足りない。今までどおり２４年度の予算ベースで同じように仕事をしようと思ったら、年間２００億足りないので、既存事業を２００億円見直して財源をつくらないといけない。あるいは新しい財源を見出して、まあ２００億は見出せないでしょうけれども、見直して減らす分と新しくつくる分で２００億を生み出していくことによって、２４年度程度の投資が今後もできるような改革をすべきだというのが基本的なスタートです。

今お示しのように、２９４億というのは２４年度の数字でありますから、それがありきということではもちろんありません。ただ、何らかの数字を仮置きしないと議論ができませんので仮置きしている状態で、もちろん今後の投資をどのようにやっていくのか、新しい施策を選択していく中でどういう考え方でやっていくのか、あるいは大規模な事業、施設をどうやっていくのかということも、今後しっかり検討しながらやっていくということで、ありきではございませんけれども、一応２４年度に投資をしている金額ベースで今後もやれるように見直しを進めていく。その見直しは、今申し上げましたように既存事業をきちんと見直して、２００億のある程度をつくる、そして新規の財源も考えていくということです。

【北川座長】　どうぞ。

【沼尾委員】　なぜその２９４億を前提として置いたところから話が始まるかというのがよくわからないということと、一応ここでは「重要事業の推進や新規投資のため」というふうに挙がっているんですけれども、そのこと自体がほんとうに重要事業で新規投資として必要なのかというところから含めて検討するのが、ゼロベースで検討するということなのではないかと思うんですね。

そのあたりのことも含めて、前提条件のところから基本的に見直しをしていくことが改めて必要なのではないかと思っているということと、第３回、第４回で財政のことを見直すわけですけれども、そこで検討した事項を具体的に計画に反映いただけるのかどうかと

いうことについて、ご意見をいただきたいと思います。

【北川座長】　これは阿部局長でよろしゅうございますか。お願いします。

【事務局（阿部）】　当然、いろいろご意見をいただく分を反映してプランづくりをしていくということです。そのためにいろいろな材料をお示ししてご意見をいただこうということです。

繰り返しになりますけれども、２９４億というのは数字としてこれぐらいをということで、中身をそのままコンクリートしているわけではありませんので、当然、新しくやることについてもいろいろな検討をしながら、選択と集中という考え方で進めていくということです。ありきではございません。

【北川座長】　よろしいですか。

【事務局（光山）】　申しわけございません。事務局でございますが、補足をさせていただきます。企画調整部長の光山です。私が総合計画の策定を担当させていただいております。

先ほどの説明の中でありましたように、今年、総合計画といたしまして、基本構想と基本計画をつくっております。その下に実施計画がございます。この関係性ですけれども、まず基本構想というのは、将来的なまちの構想というか都市像をお示しするもので、その下にあります基本計画というのは、基本的には約１０年間を見据えて、まちづくりの大きな方向性を示していくものです。その下にございます実施計画というものが４年間の計画でございまして、この実施計画の中で具体的にどういうことをやるのか、どういう事業に整理をしていくのかがまとめられる形になります。

それと同じ４年間の計画で、今回の行財政改革プランというものがございますので、総合計画審議会のほうでは、大きなまちづくりの方向性、ビジョンをご議論いただいて、その大きなまちづくりの方向性に沿ってやるためには、この財源の中でどうやっていくのか、財源が足りないとすると行財政改革プランのほうでしっかり見直していただいた財源でどういう事業をやっていくのかという、実施計画と行財政改革プランをまさにセットで考えていくというところが、今回大きくご議論いただく中心になっていくと考えているところです。

【北川座長】　あと、どうですか。どうぞ。

【世良委員】　お尋ねですが、総合計画審議会というのがおありということですが、具体的なその審議会がもう立ち上がっていらっしゃるんでしょうか。

【事務局（光山）】　　７月３日に第１回の総合計画審議会を開催しようと思っています。その後、前回の資料の１８ページにございますように、総合計画審議会の答申を１２月の前までにいただいて、最終的には１２月の議会で議決をいただこうというスケジュールを考えているところです。

【世良委員】　　その審議会の構成委員といいますのは、庁内の方で構成されるのか、外部の有識者的なものになるのか、そのあたりはいかがですか。

【事務局（光山）】　　基本的に総合計画審議会というのは、市長が諮問をしましてご検討いただく会議でございまして、議員さんも入る、外部の有識者を中心とした会議です。おおむね５０人弱を検討させていただいておりまして、今回の有識者会議にご出席いただいております池内委員と吉田委員のお二方には、総合計画審議会の委員としてご発言、ご議論いただこうと考えている次第です。

【北川座長】　　いいですか。はい、どうぞ。

【池内委員】　　済みません、先ほどの２９４億円にこだわって申しわけないんですが、先ほど話が出たように、これだけ財政が逼迫している状況です。会社の場合も、昨年と比較して､今までの実績と比較して予算をつくるというのはもちろん簡単なんですよ｡ただ、こういう状況である場合は、何が必要かというところからの積み上げの投資額を一回検討するのが一番大切だと私は思うんですね。

昨年と比較して２９４億円というのは十分わかるんですが、先ほどお話しされたのは、昨年がどうだったからではなくて、実際に福岡市として今何が必要かというところをゼロから洗い出した投資額を一回検討していただく必要があるのではないかと思って見させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

【事務局（阿部）】　　全くそのように私どもも考えております。不足額の試算上、数字を置いているだけでございまして、先ほども言いましたように、２９４億を固定して考えたり、あるいは今まで考えてきた、検討してきた施策を全部そのまま実行するという前提で発想しているわけではありません。当然、既存事業も見直す、新しく手をつけるものも選択と集中の考え方で検討した上でという考え方です。

また、場合によっては２９４億という投資額は難しいのではないか、この投資額ももっと圧縮をしなければということも当然あり得るわけでありまして、あくまで出発点としての数字で、固めているものではございませんので、これから検討していきたい、またご議論いただきたいと思っております。

【北川座長】　　ほかはよろしゅうございますか。

まあ、２９４億でわかりやすい説明ではあったんですが、これがすべてではないという意味ですね。やっぱり、ぜひゼロベースで見直してください。最初の発会のときにありましたように、体質改善といいますかね、まさにＢＰＲでございますので、その点ひとつよろしくお願い申し上げます。３回、４回、いろいろな点で委員からの質問も行くと思います。そのあたりを事務局としてどのようにマネジメントしていくか、ぜひご検討いただいて、委員の皆さんにお返しをいただくように考えてください。

この財政健全化についての議論の進め方については、これでよろしゅうございますか。

（「異議なし」の声あり）

【北川座長】　　ありがとうございました。よろしくお願いをいたしたいと思います。

次に、職員の意見募集についてということですけれども、事務局のほうからご説明をいただきたいと思います。

【事務局（平田）】　　行政監理課長の平田です。

６ページ目をお願いいたします。職員意見の反映ということで、今回の行財政改革プランの改革につきましても、全職員から幅広く意見を収集した上で検討してまいりたいということです。

まず、上のほうにありますように、局長級職員からは、４月当初に開きました幹部会の中で、市長から行財政改革に関する考えをお伝えいただいた上で、それぞれこれまでの行財政改革の反省点、今後の取り組みの方向性についてということで意見聴取をしているところです。この内容につきましては、後ほどそれぞれのテーマの中でも参考という形でご紹介させていただきたいと考えております。

局長級職員の意見聴取が終わりましたので、今後につきましては、一般職員全員に対しまして市長の考え方あるいは思いを伝えながら、職員は一番そういった細かい仕事のやり方というアイデアを持っていると思われますので、仕事のやり方に関しての個別具体的なアイデア、あるいは総括的な行財政改革に関する意見などを募集いたしまして、市長がリーダーとなっております改革プロジェクトチームの中で十分検討いたしまして、具体的な行財政改革プランの実行計画の中に積極的に取り入れていきたいと考えております。

説明は以上です。

【北川座長】　　ありがとうございました。後ほどの「市民の納得と共感」と関係することでもあるかもわかりませんが、まず、この職員の意見の反映について、ご意見とかお聞

かせいただくことがございましたら、ご発言をいただきたいと思います。世良委員さん。

【世良委員】　今後の一般職員全員に対しての意見募集ということについてお尋ねなんですけれども、具体的にはどのような方法で意見を募集なさいますか。

【事務局（平田）】　今事務局のほうで考えておりますのは、何も知識がない、あるいは市長の思いもなかなか伝わっていないところもございますので、一たんｅラーニングという形で、まず今までの福岡市における行財政改革を少し学んでいただいて、回答項目を設置しまして記入式で回答いただくという方式をとりまして、ｅラーニングを使って直接収集するという方法を今考えているところです。

【世良委員】　ｅラーニングとおっしゃったんですかね。例えばオンラインで研修か何かをする、それに対する回答を寄せてもらうというふうに理解してよろしいですか。

【事務局（平田）】　そうです。庁内のネットワークの中で、オンラインで個別の職員が受講できるようになってございますので、それを活用するということです。

【世良委員】　このｅラーニングは、一般職員全員を対象としているということですか。

【事務局（平田）】　そうです。

【世良委員】　それはいわゆる正規職員が対象ということになりますか。

【事務局（平田）】　そうなります。ＩＤの関係もございますので、正規職員が対象と考えています。

【世良委員】　そうすると、臨時職員とか嘱託といった方は対象にはなっていないということですね。

【事務局（平田）】　そうですね。今のｅラーニングだけで申しますと、対象にはなっていないということです。

【世良委員】　その点はちょっと置くとしまして、このｅラーニングというのは全員に受講を義務づけていますか、それとも任意で受講してもらうのですか。

【事務局（平田）】　基本的には全員に必修という形で受けていただくことになりますので、義務的な形になるかと思います。

【世良委員】　そうしますと、その義務履行はチェックなさるということですか。

【事務局（平田）】　はい、そうです。

【世良委員】　義務履行していない者については、どのようにされるご予定ですか。

【事務局（平田）】　内容にもよりますけれども、ただ受けていないという職員については、所属長を通じて受けるようにという指導をするようにいたします。

【世良委員】　それは当会議の進行のスケジュールに間に合うように、全一般職員に対して受講を義務づけるということで理解してよろしいですか。

【事務局（平田）】　そういった形で受講させたいと思います。

【世良委員】　では、今後でき上がってくる一般職員からの意見募集というのは、一般職員全員からの回答が得られると理解してよろしいですか。

【事務局（平田）】　はい。一部長期休暇者等がおりますので、そういったところで外れる者はいるかと思いますけれども、そういった者以外に回答いただくというふうに考えております。

【世良委員】　このｅラーニング、庁内のオンラインということですけれども、これは業務時間内に一定の時間をとって受講させるのか、それとも業務の空き時間にさせることになるのか、どういったものですか。

【事務局（平田）】　基本は業務の空き時間ということになりますけれども、必修でございますので、業務時間中に自習する形になろうかと思います。ただ、交代制等もございますので、そういった勤務の場合には時間外といいますか、勤務外という場合もございますけれども、基本は勤務時間中の空き時間にしっかり受けていただくということに考えます。

【世良委員】　そうすると、勤務時間中にきちんと時間をとって、そして回答を寄せてもらうため、庁内の周知徹底を図れるということで理解してよろしいですか。

【事務局（平田）】　はい、そのとおりです。

【世良委員】　あと、オンラインにアクセスできない一般職員というのはいないということでよろしいですか。

【事務局（平田）】　ＩＤを持っておりますので、一般職員は全員アクセスできます。

【世良委員】　今いろいろとお約束をいただきました。私としては、職員の方々からの意見というのは現場のご意見ということで非常に重要なものと理解しておりますので、その回答結果の回収といった点まで含めて、ぜひ実施主体のほうで責任を持っていただいて、きちんとこの会議に反映いただくようにお願いいたします。

それと、一般職員のみに限る点についてはどうなのかというのは、ちょっと私はすぐには回答が見出せないんですけれども、一般職員だけでよろしいものなんでしょうか。私は必ずしもそうではないのではないかと思うんですね。というのが、このように経費を節減していかなければということで、人件費も削減していっている中で、一般職員の数が増えない、減るといったような中で、それでも業務繁忙な部署については臨時の職員を採用す

るなどして対応している部署というのは、おそらくあるのではないかと想像されるわけなんです。その場合に、それでも市役所としての仕事という意味では、程度の差はあれ同一のものになっている臨時職員もいるのではないかと思うんです。そういった職員と一般職員との関係とかいった面も、この行財政改革の中で議論する対象になるのではないかと思いますので、私としては一般職員だけでほんとうにいいんだろうかという問題提起をさせていただきたいと思います。

【北川座長】　この件については、事務局でよく煮詰めていただくということでよろしゅうございますか。

【事務局（平田）】　はい。今、ｅラーニングというやり方を中心に考えておりましたので、それ以外の職員についてはどういったやり方がいいかというのを検討させていただきたいと思っております。

【世良委員】　最後に一点だけ。ｅラーニングという方法にこだわる必要もないと思います。ペーパーでのアンケートでもよろしいのではないかと思うんですね。そういった方法というのは幾つも考えることができようかと思いますので、いま一度ご再考をお願いいたします。

【事務局（平田）】　はい、わかりました。

【北川座長】　それでよろしゅうございますね。どうぞ、実積先生。

【実積委員】　世良委員の意見に反旗を翻すようで申しわけないんですけれども、私はこういった形で一般職員全員の意見を聞いて、それをプランに積極的に取り入れることに関してはちょっと疑問があります。

　このプランというのは、おそらくトヨタとかそういった企業が改善ということで、日々の業務運営を少しでも効率化しようということをまねられているんだろうと思うんですけれども、これが正しく機能するためには、職員が全員目標を同じところに置いて動いていなければいけないと思うんです。つまり、市がさまざまな業務をやっていく中で、今後、高齢化社会とか、先ほどの議論のように、投資の資金がなくなっていくという中で、どこかの仕事を切るとか削減するとか、あるいは転換していくという作業が必要で、それを無視してというか、それと同時並行的に、今その仕事を行っている職員に対して、今の仕事をどうやっていったらいいですかというと、おそらくベクトルが合わないような気がして仕方がないんです。なので、この最後の「新たに策定する行財政プランに積極的に取り入れる」というところに関して、取り入れないということも、この有識者会議の権限として

当然あるんだろうなというのが１点。

それからｅラーニングで、例えば、こういった意見を出してください、市長は行財政改革に関してこう考えていますよというお話だったんですけれども、第１回目の資料を見ると、なぜ行財政改革を進めるかということに関して、高齢化が進んでいって資金がショートする可能性がある中、どうやって効率的に行政を進めていくかという観点は書いてあるんですが、どういった市にしていくのかという観点が抜けているんですね。要は高齢者に優しいまちにするのか、あるいは子育てしやすいまちにするのか、あるいはもっと産業を誘致するのか、さまざまな方向性がある中、今後どの分野のどこにどういうふうにウエートを置いていくのかというメッセージがまず伝わることが大事だと思いますし、そうでないと、職員にしてもどういった方向に仕事を改善していく、要は拡大するほうへ改善するのか、そもそもこの仕事に関してはむしろ市民に渡して、市の役割を縮小していく方向で改善するのかというところで､ベクトルが違ってくる可能性があると思うんですけれども、そのあたりをどういうふうにお考えでしょうか。

【北川座長】　よろしいですか。今、実積先生がおっしゃられることもよく了解するんですが、そこまで行っていないかもわかりません。例えば今回の不祥事について、市の職員みんながほんとうに何を考えているか、どうぞご自由に書いてくださいということと、マーケティングリサーチというよりは、全体のこういう大改革をするときに、全員参画とかそういう意味もあってというのをちょっと私は欲しておりました。さらにそういうふうに、一体この改革は何のために、だれのために、どうやっていくのかというのを前提でやっているというのと、二つ種類があると思うんですが、ちょっと事務局に。ちょっと今あれですが。どうぞ。

【実積委員】　それからすると、職員に対してｅラーニングすべき内容というのは、行財政改革の有識者会議から、こういうふうな市にしていくのが一番望ましいんだというメッセージも加えていかないと､おそらく適切な意見は出てこないのではないかと思います。我々に火の粉が降りかかってくるような意見で申しわけないんですけれども、どういった市にするか、市の役割を今後どうしていくかという議論を、まずここで先にやらなくてはいけないのではないかと強く思います。

【北川座長】　これは局長さん、そういうことで一遍、今のいろいろな委員の皆さんのご意見を聞いていただいて、また次回ご報告いただくということでよろしゅうございますか。はい、どうぞ。

【久留委員】　皆さんの意見を聞いていて思ったんですけれども、多分、職員の方の意見を特にこの会議に反映させていくためには、早い段階で一回聞くということだけではあまり意味がないと思うんですね。

まずはｅラーニングをされるというのは、非常によくわかるんですね。というのが、要するに今の市の職員の方たちに、ある程度の共通認識を持ってもらいましょうということからスタートだと思うんですよ。多分、まだ一、二年ぐらいの方ですとか、それから正直言って、年数が長くなっていらしてもあまり意識がない方と言ったらちょっと言い過ぎですかね、あまり改革の意識をお持ちでないような方たちも、とにかくある程度職員の方たちにｅラーニングをして、今回はこれだけ本気で改革をするんですよというのが、多分、前段だと思うんですね。そのｅラーニングをした後に意見を聞きましょうということがあって、それは多分、一般的な意見しか出てこないと思います。それで、もしその意見を反映させていくということであれば、またこちらの有識者会議の進行を職員に伝えた上で意見を聴取するというような､ある意味職員とのやりとりというかですね｡メールというか、ｅラーニングを使いながら意見を聴取するということは、そんなに手間をかけずにできると思います。職員の意見を１回聞くだけで、それがここで反映されるとは私にはとても思えません。

【北川座長】　そういうことを含めて、よくご検討いただきたいし、ひょっとすると１～２年生のほうがいい意見が多いかもわかりませんね。そういうことも含めまして、全員の意見を聞くというのもありかなと思います。どうぞ。

【吉田委員】　今ｅラーニングの話が出たんですけれども、ｅラーニングのこの計画の実行における見通しをお伺いしたいんですね。というのが、私も行政の計画の策定をお手伝いさせていただくんですけれども、計画に意見を反映するための体制をつくると、そのときはお祭り騒ぎになるんですけれども、実行のときにはその仕組みが全然生かされないというのがすごくたくさんあるんですよね。

私は総合計画を仰せつかっていまして、昨年度、市の職員の方が各区役所とか横断的にとか、いろいろなテーマで意見交換されてアイデアをつくられたということで、パワーポイントにアイデアを出していただいているのを、ものすごく分厚い冊子にして自宅にこんな感じで送っていただいたんですけれども、アイデアはものすごくたくさん、職員の方は既に昨年出していらっしゃるような気がするんですね。

まあ、行財政改革なのでちょっと観点が違うということなのかもしれませんが、計画を

つくるために体制をつくると、どうしてもそのときだけで終わってしまうんです。私はこれは多分､組織のマネジメントとか文化をつくっていくということにあると思うんですが、計画をつくるときにやる体制というのは、計画をつくった後の実行をするための推進体制の布石になるようにつくっていくという観点がないと、計画をつくるたびにみんな疲労していく、負荷が増えるという形になっていって、計画をつくった後の実行のときに自分を助けてくれないことに意見を言うのは、職員の方としては多分、ものすごくむなしいんですね。

ｅラーニングがいいかどうかというのはいろいろなご意見があるんですけれども、今回この計画の中でｅラーニングを職員の意見聴取のツールとして使っていくということが、その実行においてどういう効果を発揮するかということを考えていらっしゃるのか、そのあたりの見通しをお聞かせいただければと思います。

【北川座長】　平田課長さん、よろしいですか。

【事務局（平田)】　プランの中でしっかり位置づけることによりまして、そこで推進していこうとは考えておりますけれども、済みません、プラン自体の実行に当たって推進する体制までは、まだ今はお示しできない状況です。ただ、プランをしっかり進めるための体制というのは必要でございますので、その中で職員からいただいた意見がちゃんと反映されるような形で進めていきたいと思います。

【北川座長】　以上でよろしゅうございますか。

【吉田委員】　今日の資料の中で、ｅラーニングは職員の研修の中に今後位置づけていきたいという見通しがあったと思います。多分、組織のマネジメントとか風土のところにかかわってくるお話かと思いますので、ぜひご検討いただければと思います。

【事務局（平田)】　はい、わかりました。

【北川座長】　ありがとうございました。そういうことで、事務局でいろいろまとめていただきたいと思います。これに少し時間がとられましたが、議事に入らせていただきたいと思います。よろしゅうございますか。

それでは、議事に入らせていただきたいと思います。今回のテーマは「市民の納得と共感」ということで、広報・広聴・情報公開、行政手続の利便性向上、市民との共働について議論していきたいと思います。

この資料について、市側からご説明をいただけますか。お願いいたします。

【事務局（大和)】　総務企画局行政部長の大和でございます。今回の会議テーマ「市民

の納得と共感」につきまして、資料２をごらんいただければと存じ上げます。

まず、１ページをお開きください。市民の納得と共感を得ながら市政運営を行っていくための基本的な方針案ということで、４項目を掲げさせていただいております。これまでの取り組みや市民アンケート調査結果等から、この黄色の枠囲みに記載のとおり仮設定をさせていただいております。

一つ目が、市民の声を真摯に受けとめ、対話を重ねる。二つ目が、市政に関する情報をわかりやすく、効果的に発信する。三つ目が、市民の視点に立ち、ＩＣＴを活用しながら、手続の利便性を改善・向上する。そして、四つ目として、地域やＮＰＯとの共働によるまちづくりを推進する。以上、四つのテーマを置いておるところでございます。

ちなみに、平成２０年度から２３年度まで推進しておりました行革プランにおきます基本方針を１ページに括弧書きとして抜粋しておりますが、次の２ページはそれらの取り組みに関しましての市民からの評価――これは無作為に抽出した市民６００人にアンケートをとっているものでございますが、その評価を経年でグラフ化したものでございます。

この２ページの青いグラフの線が「十分」、もしくは「どちらかといえば十分である」と回答した人の割合、そして黒い線で桃色の四角で示したのが「不十分である」と「どちらからといえば不十分である」と回答した人の割合でございます。

まず、グラフの左上の傾聴と対話及び情報の公開、その下のサービスの向上、そして右上の市民との相互協力のいずれにつきましても、平成２３年度調査の数値は十分という回答が不十分を上回っておりまして、主な特徴といたしましては、傾聴と対話及び情報の公開に関しては、平成２３年調査では、これまで３５％を超えていた「不十分」との回答が２４．９％へと大きく減少し、またサービスの向上に関しましては、「十分」という回答が５０％近くと比較的評価が高い一方で、「不十分」という割合は年々減少しております。また、市民との相互協力に関しましては、平成２３年初めて「十分」が「不十分」を上回っているところでございます。３項目のいずれにおきましても、これまでの取り組みの成果が数字に出てきているのではないかと考えておる次第でございますが、数値自体はいまだ３０％から４０％台でございます。これまでの個別・具体的な取り組みにつきましては、後ほど各担当部から説明をいたします。

恐れ入りますが、３ページをお願いいたします。これは本年４月に福岡市役所の局長級の職員を対象として実施いたしました行財政改革に関するアンケート調査での「市民の納得と共感」に関連する部分の回答・意見を抜粋したものでございます。

まず、広報・広聴・情報公開に関連いたしましては、先駆けて取り組んでいることや、しっかりと取り組んでいることについて、市民やマスコミにうまく伝わっていない。また、施策の「見える化」「説明責任」さらには「説得力」を備えることが求められる。情報をオープンにし、市民の共感を得られるような取り組みが必要。また、魅力をさらに発信するために、広報担当監――各局区に部長級相当の職員が広報担当監という役を持っております――の一層の活用を図るとともに、職員の広報マインドの醸成が必要だ。それから知恵を出し合って頑張っていることを、職員のモチベーション向上のためにも、さらにわかりやすく市民に発信すべきといったような意見が出ております。

次に、行政手続の利便性向上に関しましては、手続の簡素化、施設の利用のしやすさなど、市民サービスの面では成果が上がってきている。また、施設が手狭でバックヤードが十分に確保できないなど、すぐには解決できない要因もあるが、業務改善の検討が十分に行われていないのではないか。それから、区役所の企画力を強化する必要があるといったような意見も出ております。

さらに４ページでございますが、市民との共働に関しましては、単なる効率化や削減だけではなく、これまで以上に民間企業・ＮＰＯ・市民団体等の多様な担い手を視野に入れた展開が望ましいといった意見や、最後にコミュニティの自立経営についての意見等が出てきておるところでございます。

以上、「市民の納得と共感」に関しましての基本的な方針案とこれまでの取り組みの評価に関しまして説明させていただきましたが、これからは個別項目の説明ということで、４ページからの広報・広聴・情報公開につきましては、市長室のほうから説明いたします。

【事務局（井口）】　市長室の井口でございます。５ページから具体の中身について、簡単に説明させていただきます。

広報・広聴・情報公開の基本的な考え方というのを５ページに掲げております。

まず、広報でございます。当たり前なんですが、役所がやっているいろいろな膨大な事案をいかにわかりやすく、そして時期を失しない形でタイムリーに情報発信するかということが大きな柱でございます。その事案の内容に応じまして、いろいろな媒体、例えば、市長会見を通じて、パブリシティーを使って報道していただく、あるいは市政だより、テレビ、最近でいきますとツイッターといったところから最適な媒体を組み合わせる形で、いかに効果的に発信するかということでございます。

それから、今、非常に都市間・地域間競争が激しくなってございますので、そういった

意味で、福岡市の、いわゆる都市ブランドというのをいかに確立するかというのが大事になってございます。潜在的・顕在的、いろいろな福岡市の魅力がございますが、そういったものをしっかり発掘、そして選択しながら、これを国内外に対して効果的に発信していく、この辺が大きなポイントかと思っております。

広聴に関しましては、ほんとうに日ごろから市民の声――市民の声と申しましても、いろいろなツールで入ってまいります。そのお声に真摯に向き合って、傾聴の心を持って、しっかり対応していく、そして施策に反映していくというのが基本だと思っております。

それから情報公開については情報公開制度というのがございまして、当然、市民の知る権利を具体化したものでございます。これは、行政の透明化を促進し、そして説明責任を果たすということで、市政の参加に不可欠な基本的な制度だと認識しております。

６ページに若干具体的な取り組みを書いてございます。広報のところでございますが、まず一つ目の市政だよりは昭和２７年、６０年ぐらい前から発行してございまして、特に高齢の方を中心に市政だよりをよく読まれているという傾向がございます。この辺は、随時見直しをやってございまして、平成２４年度から文字サイズを１２ポイントとちょっと大き目にしまして、わかりやすくしているところでございます。

それから、テレビ番組を活用して市政情報を発信してございまして、これは昭和４０年代からでしたが、民間、それからケーブルテレビを使って、テレビ番組を使った市政情報発信をやってございます。ただ、これは費用対効果等の問題、それから視聴率の問題がございまして、なかなか効果があらわれていないのではないかという認識のもと、事業仕分けにかかりまして、決まった曜日、決まった時間でテレビ番組を福岡市が持って流すというのではなくて、２４年度からは民間テレビがつくる情報番組を随時活用して市政情報を発信する方法に見直す方向でございます。今、その準備をやっているところでございます。

それから、新しいツールといたしましては、福岡チャンネルという動画配信サイトを昨年の４月から設けておりまして、随時いろいろな情報をビジュアルに発信しております。

それとスポットＣＭ、これは平成２３年から、特に昨年は飲酒運転撲滅の関係でＣＭを放映してます。テレビ、まちなかのデジタルサイネージや映画館の画面を使って広報をやっているところでございます。

それから、福岡市の中に広報戦略室というのが今年の４月からできております。その前に準備がございましたが、そこで統括いたしまして、例えばツイッターやグーグル、ピンタレストといったＳＮＳとかツイッターなどの新しい媒体によるコミュニティ型のサービ

スを活用しています。

それから、第三者委員会と書いてございますが、北川先生にもご尽力いただいて、こども病院も第三者調査委員会というのを設けまして、いわゆる意思形成過程をできるだけオープンにしていく、いろいろな方の議論をリアルタイムの生放送で動画配信するといった開かれた取り組みをやっているところでございます。

それから広聴、これは広聴マインドというのをいかに醸成するかというのが大事でございますので、広聴マインド研修を年１回やり、「市民の声だより」というのを発行しているところでございます。

それから、広聴課というところがございまして、広聴部門に寄せられた市民の声をデータベースで管理して運用しています。これは平成１３年からしっかりやっているところでございます。

それから情報公開に関しましては、特徴的なことでいいますと、公開の請求があってから開示決定までの期間というのが、いわゆる休業日を除く営業日ということでいいますと、７日間ということです。これは、ほかの政令市・都道府県では最短の取り組みになってございます。独自の情報公開協定方式ということで、協定を結んだところについては、外郭団体、出資法人等が持っている文書も対象として出しているところです。

駆け足でございますが、続きまして７ページでございます。こういった今申しましたような取り組みを踏まえた評価・課題という形で、ＳＷＯＴ分析的に強み、弱みを書いてございます。強みといたしましては、市長の発信力が高いと書いています。ご存じのとおり市長はマスコミ出身ということもございまして、市長からの発信力が非常に高いのがあるのではないか。それから媒体等の見直しというのは、先ほど市政だよりとか、ホームページ等々を申しましたが、日ごろからこういったものは、ある程度相手を意識した形で媒体の見直しというのを柔軟に行っているということ。それから、これは先ほど申しました第三者委員会のように、すべてオープンにして、動画配信等を活用し、直接その会議に足を運べない市民の方々にも広く情報を発信しているということが一つの特徴かと思っております。

職員意識調査と三つ目に書いています。この指標がどうかというのもあるのですが、市民からの苦情とか要望に対して、常に自分たちが改善を続けていると思うかという意識調査でございまして、２０年度から少しずつではございますけれども、増加傾向にあるところです。

それから情報公開制度は、ほかの自治体と比べて先進的な制度と考えております。ここの上げているのは絶対的な件数なのでほかの都市との比較ができませんが、こういった形で市民の利用が非常に進んでいるところです。

一方で弱みでございますけれども、強みとの裏腹ではあるのですが、なかなか必要な情報が十分に伝わっていない。これは、相手方を意識して、できるだけわかりやすくやっているのですが、なかなかそれが理解、そして納得されるまでに至っていないというのがあるのではないかと反省しております。今、ＳＮＳなどの新しいコミュニケーション手法、媒体というのが非常に多様化してきているということで、若い人、家におられる方、高齢の方、いろいろな方々がございますが、そういった新しい手法に十分市役所としても対応できないところがあるのではないかと考えております。

それから、先ほども苦情・要望に対して改善を続けているという割合が増加していると申しましたが､住民ニーズというのが､どうしても複雑多様化してきているということで、その辺の検証をなかなかできないまま、施策への反映が十分になされていないというところも大いにあるのではないかと思っております。

それから、いろいろな市政への提案といいますか、いろいろな窓口における市民の方々からの要望、苦情など、最初の入り口部分の対応のまずさというのも含めて、十分な対応ができていないところも見受けられると考えております。

それから、情報公開制度がございます。当然、これはきちんとした基礎的な制度でございますが、一定の広がり、わかりやすさという点では、どうしてもこの制度だけでは限界がある。そういう意味では、申しましたような、いろいろな発信の組み合わせ、手法をこれからもっと考えていかないといけないかなと考えてございます。

８ページは、あえて書いておりますが、ご意見をいただきたいポイントということで、基本的なお話として、職員の広報・広聴マインドをいかに高めるかといった手法についてご示唆をいただけたらと思っております。

それから、意思決定過程の公開。できるだけオープンにやっていこうと考えておりますが、理解していただくだけではなくて、納得、そしてなるほどなと共感を持っていただくための情報発信・情報提供の手法をどう考えるべきか、この辺をご示唆いただけたらと思っております。

それから、何度も出ていますが、新しいコミュニケーション手法、特に若い方はＳＮＳを使ったいろいろなコミュニケーションをやられていますので、そういったところの対応

ついてもご意見をいただけたらと思っております。

私からは以上でございます。

【事務局(松本)】　市民局総務部長の松本でございます。９ページをお願いいたします。これからは、行政手続の利便性向上ということで、まずは窓口の待ち時間の長期化・混雑の解消についてでございます。

まず、現状でございますけれども、本市は現在の７区体制となって３０年が経過していますが、庁舎スペースなどが変わらない中、人口は３５％も増加しています。また、直近の人口推計では、今後も２０年ほどは増加が続く見込みとなっております。また、本市は政令市の中でも転出入者が多く、３月と４月の２カ月間に年間の４割の手続が集中し、区役所の窓口は大変混雑しています。それから、市民アンケート調査を実施しましたが、市民の半数に近い方が窓口サービスに満足していないという結果でございまして、理由は待ち時間が長いなどとなっております。最も混雑する東区役所では２時間ほどお待たせする事態も生じております。

これらの現状を改善するため、「区役所での利便性の向上」と「より身近な場所での利便性の向上」という二つの柱により、取り組んでいくこととしております。

１０ページの具体的取り組み内容でございますけれども、「区役所」につきましては、住民票入力業務など一部業務の委託化や、繁忙期の日曜開庁の実施、各区窓口の待ち人数のネット配信などを実施してきました。また、昨年の窓口業務改善策の検討を踏まえ、後ほど説明しますが、窓口異動手続支援システムの導入などを進めております。「より身近な場所」につきましては、市内３５局の郵便局での証明書交付、それから天神・博多で平日の時間外や休日の交付にも対応しました証明サービスコーナーの設置などを進めますとともに、今年の８月からは政令市初となるコンビニでの証明書自動交付サービスを開始し、平成２８年には、最も混雑する東区に市内で３カ所目となる証明サービスコーナーを設置する予定としております。

１１ページをお願いいたします。現状の評価と課題ですけれども、「区役所」での強みは、窓口異動手続支援システムや昼休みの交代制変更など、大規模な予算を伴わずに工夫によるサービス向上に取り組んでいることです。弱みはＵＲ住宅との合築が多く、増築などのスペース改善が非常に難しいこと、委託化の一方で、職員の専門知識の低下があり、育成が課題となっております。「より身近な場所」での強みといたしましては、コンビニ交付を開始いたしますと、セブンイレブンだけでも市内に２００店舗以上ありまして、他社の参

入意向もある中、交付箇所が一気に拡大することでございます。弱みは、コンビニ交付に必要な住基カードの普及率が大変低いこと、また、昨年５月に設置しました博多駅証明サービスコーナーの利用者が低迷していることなどが上げられます。

続いて、１２ページの利便性向上のための取り組みメニューでございます。今回の行財政改革プランの計画期間内で実施をいたします短期、次期計画以降で実施を目指します中期、さらにその先の根本的な課題解決を目指す長期ということで分類をさせていただいています。

まず短期ですが、窓口異動手続支援システムでございます。住民異動届け出を行う際、関連した国民保険・介護保険・児童手当などの手続を漏れなく行うために、必要な手続をご案内するとともに、氏名や住所などの記入が１回で済むような仕組みを検討し、今年度中にいずれかの区で試行を始める予定です。また、今年度から昼休みを２交代制から３交代制に切りかえ、昼休み時間帯の窓口人員を確保し、待ち時間の短縮に努めております。さらに、先ほど申しましたコンビニ交付の開始ですとか、千早駅前の証明サービスコーナーの設置を予定しております。

次に中期でございますが､各種手続が１カ所で完結するようなワンストップ窓口の導入、それから定型業務の集約化・委託化、それからコンビニ交付の状況を踏まえた自動交付機の導入、インターネット手続での証明書交付などを考えております。

長期といたしましては、区の適正規模を考えつつ、行政区の再編・分区、区の一部地域を所管する出張所の設置、証明に限らず申請などすべての手続のオンライン化などを考えていく必要があると思っております。

それから、１３ページをお願いいたします。ご意見をいただきたいポイントでございますけれども、二つの柱としております「区役所での利便性の向上」、それから「より身近な場所での利便性の向上」それぞれについて、さらなる取り組みのアイデアですとか、既存取り組みの効果的なＰＲなどについて、ご意見をお伺いしたいと思っております。

なお、最後に参考に政令市比較により、本市の厳しい状況を掲載いたしております。窓口に関しては、以上でございます。

【事務局（大和)】　行政部長でございます。１４ページをお願いいたします。行政手続の利便性の向上ということで、添付書類の削減並びにオンライン化についての説明をさせていただきます。

まず添付書類の削減につきましては、市民の方が窓口等において何らかの手続をされる

際に、例えば住民票の写しや所得証明書など、他の窓口で発行する証明書の添付が必要なものがございます。そういったものをできるだけ排除しまして、市民の利便性を高めようというものでございます。ここに記載のとおり、①から③の大きな三つの視点でやっていっているところでございます。

まず、申請・届け出主義を見直すこと、すなわち、市民からの申請や届け出を待つという姿勢ではなく、対象となるすべての市民に必要な情報を提供しまして、申請の意思確認ができれば、可能な限り手続を簡略化する、そういう姿勢をとること。それから、次に事前チェックと事後チェックのバランスを考慮することということで、申請手続の受付時点ですべての要件等が満たされているかというのを事前チェックするだけにこだわらず、市民の利便性を重視しまして、受け付け後に行政内部で確認作業を行うなど事後チェックをバランスよく導入するという視点。それから、第３点目といたしまして、費用対効果等に配慮すること。すなわち、市民の利便性向上のために添付書類を省略することにより、かえって過度に職員の業務が増大したり、過大な費用がかかったりすることがないよう、費用対効果を考慮しながら検討する。そういった考えを基本に添付書類の削減に努めているところでございます。

それから、行政手続のオンライン化につきましては、導入の効果が大きく、法令等の制約がない手続を中心に現在推進しているところでございます。

では、恐れ入りますが１５ページをお願いいたします。これまでの具体的な取り組み内容で、まず添付書類の削減関係でございますが、平成２３年５月に添付書類削減の手引を策定いたしまして、取り組み状況の調査・公表を行っております。平成２３年度は、例えば保健所の新規入所の申し込みの際の住民票の添付、それから養護老人ホームの新規入所者の所得証明書、これらを削減したという例がございます。

次に、行政手続のオンライン化につきましては、平成２２年度に行政手続のオンライン化指針を策定いたしまして、新規の手続の拡充や各種媒体を活用した利用率向上に向けた取り組みを行っております。オンライン手続の利用状況をグラフで掲載しておりますが、赤い棒グラフのオンライン利用件数及び青い折れ線でのオンライン利用率は、ここ数年大きく伸びております。一方で、緑の棒グラフはオンラインの手続数で、平成２３年度は１０４手続と、１９年度に比べて１０手続弱ぐらいの伸びにとどまっております。これは、手続に添付書類が必要であることとか、そもそも手続の利用件数が少ないなどの理由によるものでございます。

行政手続関係の個別のシステム等については、１６ページに記載しているとおりでございます。申請手続、それから決済関係、利便性の向上、いろいろと記載しておりますが、先ほど市民局のほうからありました住民票等証明書のコンビニでの交付も本年度開始予定となっております。

次に１７ページをお願いいたします。現状の評価・課題ということで整理させていただいております。

まず、強みといたしましては、オンライン手続の利用率が６３％ということで、全国平均と比較して、かなり高くなっております。特に公共施設予約のオンライン利用率は高く、かつ利用件数も多いことから、利便性向上だけでなく、職員の業務効率化にも貢献しているものと考えております。手続に関する照会については、ホームページ上のＱ＆Ａ――ＦＡＱで対応しておりまして、その上位１０の質問に月１万６，０００回ぐらいのアクセスがございまして、電話対応の事務負担軽減にも貢献しているのではないかと考えております。

一方で、弱み・課題ということでございますが、既存の業務システムは電子申請を想定していないために、手続をオンライン化しても、システム連動させなければ事務の効率化がなかなか図れない。また、利用者から見て、そもそも何の手続がオンライン化されているのかというのがわかりにくくなってございます。また、オンライン化したものの、結果として利用率が低い手続があるというのも事実でございます。

最後に１８ページでございます。ご意見をいただきたいポイントということで、２項目ございます。まず一つは、行政手続の新たなオンライン化に向けた工夫とか、オンライン化済みの手続のさらなる利用の向上策はどういった形をとればいいのかといった点、それから、行政サービスを受ける市民の立場に立った理想的な手続の方法についてご示唆いただければと存じ上げます。

以上です。

【事務局（北﨑）】　市民局コミュニティ推進部長の北﨑でございます。推進項目３番目の市民との共働につきまして、資料に沿って説明させていただきます。

１９ページをお願いいたします。まず最初に基本的な考え方でございますが、複雑化・多様化する地域課題の解決につきましては、従来の行政主導の公共サービスだけでは限界がございますことから、福岡市では市民や地域コミュニティ、ＮＰＯなどのあらゆる主体とともに汗して行動する共働によるまちづくりを推進しているところでございます。

ここでは、市民局で取り組んでおります地域とＮＰＯとの共働についての具体的内容を

ご説明させていただきます。

２０ページをお願いします。初めに、地域との共働についてでございます。括弧の中にありますが、平成１６年度に開始いたしました施策は、一番上の丸で、約５０年続きました非常勤特別職員としての町世話人制度を廃止いたしますとともに、小学校区を単位として自治協議会制度を創設いたしました。校区の各種団体ごとに交付しておりました補助金を統合するなど、地域のさまざまな事柄につきまして、皆さんで話し合って、地域の実情に応じた活動を行っていただけるようにしたところでございます。

次の２１ページをごらんください。今の内容につきまして、施策を転換しましたイメージを載せております。１５年度までは左側のような町世話人を通じた情報伝達などがございますとともに、市のほうが地域のいろいろな分野で取り組んでいただきたい内容につきまして、個別に組織化を図って活動を主導していたということでございます。右側が１６年度からでございます。１６年度から自治協議会を共働のパートナーとして位置づけまして、地域の住民が主体となって、市と共働でまちづくりを進めるというやり方へ施策の転換を図ったところでございます。

恐れ入りますが、前の２０ページにお戻りください。丸の２番目のところでございます。１６年度から開始した施策の２点目でございますが、地域から行政の窓口の一元化を図るために、区役所に地域支援課を設置いたすとともに、その中におおむね四つの校区を専任で担当いたします係長級の職員を配置いたしまして、コミュニティ活動の支援に当たっているところでございます。

一番下でございます。本市では各校区ごとに設置しております公民館を教育委員会から区役所に移管いたしまして、地域支援課と一体となってコミュニティを支援できる体制を強化したところでございます。

恐れ入りますが、次の次の２２ページをお願いいたします。地域と共働の取り組みの具体といたしましては、自治協議会制度の移行後に、その検証と施策の方向性を審議いただくために、外部委員によりますコミュニティ関連施策のあり方検討会を設けまして、その提言を受け、平成２１年度から自治の確立、コミュニティと市の共働の実現という二つの大きな目標を掲げまして、資料に記載しておりますようなさまざまな事
業に本格的に取り組んでいるところでございます。

また、これらの取り組みを進めるに当たりましては、地域の代表者などによりますコミュニティ施策推進委員会を設置いたしまして、進捗状況を確認・評価していただきますと

ともに、市長を本部長といたします推進本部におきまして、共働に向けて全庁的な取り組みを推進しているところでございます。

２３ページをお願いいたします。現状の評価と課題についてでございますけれども、福岡市といたしましては、コミュニティ支援の体制などは整えてまいりましたが、従来の仕事のやり方を見直して、地域と共働を推進していけるように、引き続き職員の意識改革などに取り組んでいく必要があると考えております。あわせて、組織横断的な地域の課題解決のために、柔軟に対応していく必要があると考えております。

また、地域におきましては、全市の９９％で自治協議会が設立され、さまざまな団体が連携しながら活発な活動が行われるなど、自治の熟度が増してきている一方で、継続的に地域活動を持続していく上で最も必要でございます担い手不足などの課題を抱えておりまして、自治組織の基盤強化が必要と考えております。

２４ページをお願いいたします。次は、ＮＰＯとの共働についてでございます。これまでの具体的な取り組みにつきまして、ご説明いたします。

アの全庁的なＮＰＯとの共働でございますが、各局・区が委託や共催、指定管理などさまざまな手法によりまして、ＮＰＯと共働し、現在事業に取り組んでおります。また、ＮＰＯが主体的に市に事業提案を行い、ＮＰＯと市が対等の立場で共働し、事業を実施することで、地域の課題解決、市民サービスの向上を目指す仕組みとして、平成２０年度から、イに掲げております共働事業提案制度に取り組んでおります。制度を創設いたしまして３年経過した、昨年度の２３年度に制度の振り返りと新制度の試行を行いまして、２４年度から応募対象の拡大、ＮＰＯの提案サポートの導入などの改善を行いまして、引き続き取り組んでいるところでございます。

２５ページをお願いいたします。共働事業提案制度の仕組みのフロー図でございます。ＮＰＯの先駆的で柔軟な発想による企画を募集いたしまして、公開プレゼンテーションなども取り入れながら審査し、採択された事業につきまして、提案の翌年度にＮＰＯと市が実行委員会を組織いたしまして、市が総事業費の５分の４以内を負担して、共働で事業に取り組むものでございます。取り組みに当たりましては、その後も共働のプロセスや事業の成果などを評価しながら進めていく、そういう取り組みでございます。

２６ページをお願いいたします。共働事業提案制度の評価・課題といたしましては、企画の段階からＮＰＯと市職員が思いを共有いたしまして、対等の立場で事業に取り組むことで、共働の相乗効果が生まれるとともに、共働事業の実施過程で、その成果を広く市民

に知っていただくことで、ＮＰＯが新しい公共の担い手として市民に認知され、活躍の場を広げるという効果を生んでおります。

一方で職員の共働への理解や経験は、まだ十分ではございません。また、複雑・多岐化した課題に対応するには、市の既存の組織や仕組みの中で対応が難しいことも課題として上げられております。さらに、地域・企業・大学とＮＰＯなど、多様な主体との共働を推進するための仕組みも、今後一層求められていると考えております。

２７ページをお願いいたします。これまでご説明しました取り組みの状況を踏まえまして、委員の皆様からご意見をいただきたいポイントといたしましては、職員の共働についての意識改革、組織横断的な課題の対応、自治の基盤強化についてという内容につきまして、ご意見を賜れればと存じております。

私からの説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

【北川座長】　事務局からは以上でございますね。予定の時間が来ておりますが、１時間以内で延長をご了承いただきたいと思います。

今、「市民の納得と共感」ということで、事務局のほうからご説明いただきましたが、これにつきまして、ご意見をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

【石森委員】　石森でございます。まず、情報公開に関してのご説明に関して、情報公開制度は、確かに福岡市におきましては、おそらく先進的な部類に入る評価の高いものではないかと思いますけれども、情報公開は法律で求められていますし、条例でも求められていて、市民から求められれば出さないといけない、出すのが義務でございますので、基本的にここでは情報公開は別建てで考えておいたほうがいいのではないかと感じました。むしろ、取り組むべきは、この中でもご指摘がありましたが、自発的な情報発信のほうだと思います。情報公開制度のほうは情報開示で、申請を受けてから出すという２段階になっておりまして、手間なんです。目的が問われないようになっていて、個人的なニーズにもこたえるようになっていますので、それは一つのツールとして大事にしていかなければいけないと思いますけれども、もっと大事なのは、福岡市の側から発信していくことだと思います。こちらに重点を置いて情報公開を考えていったほうがいいのではないかと思います。

例えば、７日間とあって、これは短いほうなんでしょうけれども、だんだんと全国から追いつかれてきています。求められれば、その場ですぐ出すという運用がなされているのかどうかとか、あるいは、個人的なニーズの開示ではないと思われたことで、その開示請

求をきっかけにして、市の判断で積極的に情報発信していくようにする仕組みができているのかどうかとか、そういうツールをこちらのほう生かすという発想が大切なのではないかと思いました。

それから、飛びますが、法律を専攻していますので、かた苦しいことばかりになって、行財政改革にあまり合ってないのではないかと思いますけれども、行政手続の利便性は確かに大変高くなりまして、これはこれで望ましいことだと思います。個人的にも、私は他県に本籍がありますので、この前、戸籍を取り寄せるのに大変苦労して、コンビニでとれたらいいなとしみじみと思いました。ただ、個人情報保護法や個人情報保護条例がございまして、オンライン化というのは例外に位置づけられているというのはご承知だろうと思います。その例外であるということの認識、そこをいかにクリアしていくのかという議論が大事なのではないか。先ほど実積先生もおっしゃられていたように、これだけのことができるとお示しいただいて、すごいなと思いました。しかし、これについては検討課題もあるはずでございまして、そこはどうクリアしているんだというご説明もあわせて必要なのではないかと感じました。私の見るところ、そういう観点からの検討のご説明というのは、今日のところはなかったのではないかと思っています。

おそらく、住基カードでパスワードを入れてなので、本人が来るとは限らないわけですし、外部のどこかのセンターに一括して送ってというものでしたら、外に行くわけですから、そこのところで慎重にやらなければいけないし、万一のときのために慎重にやらなければいけない。住基ネット訴訟というのでは、日常の管理もしっかりやっているからいいんだという判決もございました。日常的に外部にある市民の情報をどう保護していくのかという検討のご説明、そこはクリアできるんだというところを示すべきではないかと思いました。

以上、２点です。

【北川座長】　事務局のほうから、今のでお答えいただける点がありますか。

【事務局（菊田）】　情報公開室の菊田でございます。今、委員からご指摘があった最初のほうでございますけれども、確かに情報公開制度そのものは請求があってから公開ということですので、おのずとそこに制約があるという前提でございます。そこで、情報公開制度、福岡市でいえば、情報公開条例の中においては、そういった狭い意味での情報公開だけではなくて、さらに自主的な公表義務情報という形で総合的な情報公開施策という位置づけをしております。例えば、市の基本的な計画、あるいは方針、主要な事務事業の実

施状況、あるいは附属機関等の会議の情報、そういったものをこういった公開義務情報と位置づけて、公表に努めていくといった姿勢を規定の中に置いております。もちろん、それだけではなくて、さらに積極的な情報発信が次の段階にはなるのだろうと考えております。制度的には、そのような形になっております。

以上でございます。

【石森委員】　今のお答えの中で、特に発信が必要なのは意思形成過程で、総合計画でいろいろと何をやるか選択をされるのでしょうけれども、しかし、福岡市としてはほんとうに何を目指すんだというところを、これは総合計画について世良先生がご指摘したように、いろいろな人の意見を聞きながら決めていくというところがあって、さらに広く、そこに委員としてかかわっている人だけではなくて、市民の前で決めていかなければいけないようなことですから、より積極的に出さないといけないと思います。

意思形成過程情報の開示請求自体はあまりないですよね。去年の統計しか見てこなかったんですが、これで不開示にしたというケースはなかったですよね。市民にとってはどうなのかわかりません、すべて出しているという結果なのかもしれませんけれども、意思形成過程情報に関して、あまり開示請求がない。それは関心がないというわけではなくて、そこを逆に、より積極的に手厚く出していくという方針が求められるのかなと思います。

意思形成過程情報に関する開示請求のあり方や開示の実態などがわかりましたら、お聞かせ願えればと思います。すぐにはわかりませんか。

【北川座長】　よろしいですか。お答えできるならお答えいただくのですが、資料とかどうですか。

【事務局（菊田）】　情報公開室でございます。ここでは、一般的なお答えになってしまうかと思いますけれども、例えば、先ほどの意思形成過程ということであれば、附属機関等の会議における情報といったものにつきましては、会議の公開ということで、まず会議開催情報に関しては福岡市のホームページ等で事前に開催の情報をお知らせして、公開になるものについては傍聴等の手続もそこでお示ししています。さらに、そこにおける会議資料、あるいは議事録等について、同様に事後に公表していくという形になっております。

確かに、情報公開請求そのものに関しましては、意思形成過程については少ないと認識しておりますし、また、実際に意思形成過程情報については非公開事由に該当するケースも考えられますので、そういったこともあって、事例的にはそれほど多くなくのではないかと認識しております。

十分ではないかもしれませんが、以上でございます。

【北川座長】　よろしいですか。先生方からの質問に対してのお答えは、手元に資料がない場合もあるでしょうし、そういう運営上の問題は事務局のほうともご検討いただいて、詳細なことについてはまたということで、また事務局は今後お考えください。

何かありますか。

【事務局（大場）】　先ほどのご質問の後段のほう、コンビニ交付についてご説明させていただきたいと思います。

市民局区政課長の大場でございます。石森先生には個人情報保護審議会のほうでいろいろご議論いただいたという経緯がございまして、そのご確認だと思いますが、まず住基カードを利用しますコンビニの交付につきましては、当然本人確認を行った上で住民票等を発行するという原則がございまして、その確認を住基カードによる確認という形で代替しているということでございます。

住基カードにつきましては暗証番号を事前に区役所のほうで登録いただくことになっておりまして、これは一律の番号を登録するのではなくて、証明書が４種類出せるのですが、４種類ともに違う番号が登録できるという形で、なりすまし等を防ぐという手だてを講じたりもしております。

それから、コンビニのマルチコピー機を利用して行いますので、間に店員等が介在いたしません。ご本人が機械を操作することによって発行するという形になっております。

それから、コンビニエンスストアには当然防犯カメラが設置されておりまして、そういった形で確認もされますし、とり忘れた場合には音声メッセージが流れて、そういった物がありますというご確認をするという手だても行っております。

それから、市とコンビニの間には専用のネットワーク回線を引き、インターネット等を介在しないような工夫もされておるところでございます。

簡単ですが、以上でございます。

【北川座長】　よろしゅうございますか。

【石森委員】　はい。

【北川座長】　次のご質問をどうぞ。池内委員さん。

【池内委員】　質問といいますか、一つ意見と相談について、ちょっとお答えしたいと思います。

一つは、まず２ページの取り組みの評価について、先ほど大変評価されたコメントをい

ただいたわけですが、実質的に、これは評価できるのかできないのかというのを、しっかり認識しないといけないと私は思っています。こちらの傾聴と対話というところに、「市民に伝わり始めた」「浸透し始めた」「実感されてきた」と書いてありますが、実質的に、例えばサービスの向上で十分と思っている人が４６％しかいないということは、大きな課題だということをしっかり認識していただかないといけないのかなと思っています。これに対してどう考えるかということがとても大切なことですので、この評価をいいと思うのか、まだまだ不十分と思うのかを、しっかり検討していただけたらと思っております。

それから、広報につきましては、市長が大変表に出ていらっしゃるので、かなりいろいろなところでわかるようになったかなと思っています。ただ、広報についてもやり方的には、企業のＣＭを入れるとか、いろいろなことで収入源を得ながらという方法もあるのかなと思っております。

それから、窓口のところで質問がございましたが、区役所での利便性の向上のためのさらなる取り組みということで、これは窓口の効率も必要ですが、利用者にとっては、例えば私たちとかは早くやりたい、だから効率的にやってほしいというのが一つあります。ただ、シニアの方であるとか、お子様をお連れの方とかは、多分お子様を連れてこられた方は転勤されてきて、福岡市のことかわからない方です。そういう区分というものが何か必要ではないのか。例えば、飛行機に乗るときもお年寄りとお子様連れは一番最初で、ダイヤモンドより優先なんですね。そういった部分の取り組み等もちょっと入れていただきたいと思います。例えば、優先窓口みたいなところでゆっくりお年寄りのご意見を聞きながら、それから福岡市のことを知らない人に懇切丁寧に説明する窓口、それから、一方ではほんとうに効率的にする窓口という区分が必要なのではないかなと思っております。

一方でオンラインということで、私はちょっとわからないのですが、オンライン化が大変進むことはありがたいし、いいのですが、オンライン化というのは無料の分がオンライン化するのですか。有料の部分もオンライン化した場合に課金できるのか、その辺もよかったら教えていただきたいと思います。

以上でございます。

【北川座長】　お答えいただきますか。もし、あれなら調査の上ということにもなりますが……。こんなにもサービスするとのか、こんな程度かという認識というのがあれば。

【事務局（大場）】　市民局区政課長でございます。後段のご指摘で、転入者など相手側の状況によって個別に窓口等でやるべきではないかという、貴重なご示唆をいただいたと

思います。どうしても、我々は全体のスピードを速くしようということで、専用の窓口をつくりますと、当然その分全体の時間が余計にかかってしまうというほうを懸念する傾向がございまして、そういう方への特別な配慮みたいなところを逆に避けてきた経緯があります。十分、その辺は視点として検討したいと思います。

【北川座長】　値段が同じでいいんですかね。大変難しいとは思いますが、ご検討ください。

【事務局（平田）】　行政監理課長の平田でございます。２ページのところは、委員がおっしゃるとおりでございまして、全体的な傾向という形で今回お示しいたしましたけれども､全体でまだ３６．５％しか十分だと思われていないというところはしっかり踏まえた上で、今後のプランの中でもっとこれを上げていくことを十分検討していきたいと思いますので、よろしくお願いしたします。

【北川座長】　あと、もしあれでしたら、またご調査いただいてからでよろしゅうございますか。

【池内委員】　はい。

【北川座長】　事務局のほうも、よろしいですね。では、引き続きどうぞ。

【実積委員】　ご説明ありがとうございます。感想が１件と質問が二つほどあるのですけれども、まず感想から言わせていただきます。

広報活動の内容で、市政だよりをやるとかテレビの番組を民間テレビに切りかえるとかいうのは、今の時勢から考えるとフルメニューでやっておられるという感じがするんですけれども、ほんとうに効率的かどうかというのは、少し見直していただいたほうがいいのかなと思います。例えば、市政だよりに関しても、多分、全世帯に配られていると思うんですけれども、ほんとうに全世帯に配らないといけないのかというのを一つ考える。例えば、スマホを持っている家庭にはスマホで配ったほうが見やすいのではないかとか、家に配っても、私のように日中はずっと外にいる人に関しては、家に帰ってきたら妻がもう捨ててしまっているとか、そういったことがあったりしますので、もう少し市民に実際に届くように考えられたほうがいいのではないのかなというのがあります。

それから、民間テレビ等を使って情報番組という話がありますけれども、最近視聴率の低下が著しい中で、民間テレビを活用するというのは、やり方を含めて考えられたほうがいいと思います。

ツイッターとか、グーグルというのは非常にいい方向だと思うんですけれども、従来の

広報活動とこういったインターネットの広報活動の大きな違いといのは、従来の広報活動というのは人に見にきてもらう、テレビのようにチャンネルを合わせて見てもらうということに対して、ツイッターとかグーグルプラスは、こちらのほうから情報を届けていくということになります。今調べたら４，０００対２万９，０００という数字があったんですが、わかりますか。４，０００というのは、実は福岡市の広報戦略室のツイッターのフォロワーの数なんです。それに対して、市長は２万９，０００お持ちになっているんです。そうすると、広報戦略室がみずからのツイッターをつくるよりも、市長のツイッターに乗っかったほうがより多くの市民に届くことが確実だと思います。市長のツイッターにしても、福岡市民の方は１４８万人いますので、２万９，０００にしか届かないという現実があります。新しいものを選べるというのは非常に重要なことだと思うんですけれども、情報をきちんと届けていくということに関して、ほんとうに有効なのか、有効にするためにはどういうふうに見直したらいいのか。みんなに届くというユニバーサルサービスとしての情報提供のために、こういった手段をそのまま利用していいのかどうか、少し検討されたほうがいいのかなと思いました。

今のは感想なんですけれども、質問は２番目の９ページ目で、７区体制になって、庁舎スペースが変わらなくて、人間が３５％増えたので、おそらく忙しくなった、混雑したというお話だと思うんですけれども、この３５％増えたというのはすごく大きな数字のように思うんですが、年率にすると１％以下の伸び率しかないわけです。つまり、年間１％も効率化していなかったのですかということを、ちょっとお聞きしたいんです。

部屋の大きさとか、庁舎スペースが変わらないのはよくわかるんですけれども、例えば待ち時間の長さとかに関しては、業務の習熟効果によって少し処理の時間が短くなるだけで、かなり解消できるのではないかと思いますし、最近はパソコンとかを皆さんがお持ちです。昔は手書きで全部書いて、処理のほうも手書きで台帳を調べてというのが、今はパソコンに打ち込んで、全部データベースから瞬時に来る中で、平均ですけど、どうして年間１％の生産性改善ができなくて、今、窓口が混雑しているのかということに関する要因分析をぜひやられたほうがいいと思います。

おそらく考えられるのは、行政事務が単純に増えたということです。従来の昭和５７年に市がやっていた事務よりも今の事務のほうが格段に増えて、しかもより複雑な意思決定を必要とするものが増えたのだと思うんですけれども、そこを分析せずに単純に３５％増えたので、窓口が混雑しているから何とかしたいというのは、ちょっと効率的な資源配分

につながるのか非常に疑問です。

もし、データをお持ちだったらお伺いしたいんですけれども、昭和５７年から現在までで、市の手続、メニューというのは、大体どのくらい増えているんですか。それとも変わらないのでしょうか。

【北川座長】　今、おわかりですか。

【事務局（平田）】　今、手元にございませんので、調べた上でご準備させていただきます。

【実積委員】　わかりました。それで、どのくらい増えたのかというのと、利用者がどのくらい移っているのかを考えられたほうがいいと思います。つまりパソコンをもっとうまく導入したら解決するのか、そうじゃなくてケースワーカー的な人をもっと入れれば解決するのか、仕事の質によって大分違うと思いますので、そこは単純に窓口が込んでいるから全体の生産性を上げるというのではなくて、何のために生産性を上げるのかを少し検討されたほうがいいと思いました。

それから、市民との共働云々のところは、やられている方向は非常に望ましいと思いますが、驚いたのが２５ページのフロー図です。ＮＰＯが提案してサポートを受けるまでにこんなに時間がかかるのかと。まあ、時間はともかくとして、協議や面談というのが非常に多くて、こんなに人の手を介さないといけないのかというのはちょっとびっくりしました。

言葉として規制緩和と言われると、多くの人は、規制がなくなって行政のやることが少なくなるということをイメージすると思うんですが、現実には規制がふえるケースや、行政官として収集しなければいけない情報や意思決定の場面が増えることがよくあるんです。新しい制度を使ってより民間に任せることによって市の負担を減らそう、運営を効率化しようという視点は非常に大切だと思うんですけれども、そのかわり、こういった審査のところでより余分な労働がかかってしまうということがよくあるというのは私も経験しています。このあたりは新しい手法を導入したら、できるだけ人手を介さずにやるという視点が、この共働事業提案制度に関しては欠けているのかと思います。

最後にもう１点、オンライン化率の話が出ていたと思いますが、これに関してはズルができる数字です。新しい手続を導入して、それをパソコンでやればオンライン化率は上がります。問題は従来の手続をどの程度オンラインに移行できたかで、先ほど窓口の混雑の要因を解析したほうがいいですよという話をしましたけれども、その中の過去の手続、旧

来のレガシィな手続をどれぐらいオンラインに移行したのかというところから分析されるべきで、新しい手続が入って、それがパソコンでできるのでオンライン化率として積み上がっていくという見た目にごまかされないようにしたほうがいいと思います。

【北川座長】　お答えは今はよろしいですね。

【実積委員】　はい。

【北川座長】　では、お調べいただいて、よろしくお願いいたします。

どうぞ、次の方。

【久留委員】　先ほどのご意見にあって、考える上で自分自身も少し整理しないといけないと思っているんですけれども、情報をどういうふうにとらえるかということです。一番単純に市が住民に情報を伝えることを考えたときに、まず一番具体的なのは、緊急で何かあったときにどういう形で伝えるかということが、昨年の震災の経験から皆さんは一番関心があることだと思います。これは質問です。今、緊急で何かが起こったときに、市民にはどういう形で情報が伝わるのかということです。

そういうことを考えたときに、知らせたい相手に一番広く、効率的に行き渡る手段を考えていくということではないかと思います。単純には分けられないのですけれども、一番わかりやすく考えると、どういう対象にどういう内容を正確に伝えるかということを整理しないと情報は伝わらないと思います。

いろいろなことをされていて、見直しもされていることはわかったんですけれども、まず高齢者の方にきちんと情報が伝わるということですね。そのためにはどういう手段を使うのか、市政だよりがほんとうにいいのかということもあると思います。もう一つは若い人たちにどう伝えるかです。携帯やネットというふうに考えますけれども、では、携帯で市の情報をわざわざとりに行くかというと、そうはしないわけですね。そういう若い人に情報を提供したいと思ったときに、どういうツールややり方がいいのか。そのように対象と内容を考えて伝えていないといけなくて、そこをきちんと整理されてはどうかと思います。

もう一つ、これは戦略的にですけれども、観光も含めて外国人に対してです。福岡はこれから観光都市を目指すと言っているわけですけれども、外国人に対してはどのように情報を提供されているのか。もちろん、ネットだと思いますけれども、私がホームページを見てみましたところ、英語や中国語に切りかえができますか。私が見た限りではできてないのではないかと思います。いくら観光都市と叫んでも、日本語でしか書いてないホーム

ページからは、外国の方は情報がとれないわけですよね。例えば、商店街で４カ国語のパンフレットをつくったりされているところがありますけれども、福岡市として海外に向けて情報をどう提供し、アピールしていこうとされているのかをお尋ねして、もしできていなければ、提案としたいと思います。

【北川座長】　事務局でお答えできることがありましたらどうぞ。

【事務局（鈴木）】　広報戦略課長の鈴木です。答えられる範囲でお答えしたいと思います。

広報戦略課という部署はございますが、それぞれの業務について、それぞれの課が広報していて、それを統一的に私どもで意図的に調整できていないのが現状です。これは私が知り得ている範囲ですので、すべてとは申しませんが、例えば、緊急でいくと、大雨で洪水が起きそうだという場合、携帯のメールにこちらから配信する、エリアメールという新しいサービスを始めました。これは登録者でなくても携帯のキャリアのほうから配信します。もちろんベーシックには、区役所で広報車を回してここら辺が危ないですよというお知らせはやるんですけれども、緊急で思いつくのはそういうところでございます。

市政だよりの文字サイズの拡大についてお話ししましたが、我々の調査では、高齢者の方、主婦層の方が市政だよりの主な読者です。先ほどご意見がありましたけれども、これは全世帯に配布すると。もちろん是非はあると思うんですけれども、それが我々の広報におけるユニバーサルサービスだと思っていまして、紙媒体できちんとお伝えするという基本の上に、ツイッターなどがあります。それは若者に特定したサービスとは申しませんけれども、そういう新しい媒体を使って、できるだけ多くの方に伝えたいと思っています。ただ、媒体によって差をつけるのか、それとも同じ情報にするのか、例えば、紙とツイッターは同じ情報でいいのかという区別はつけていません。そこをどうめり張りをつけるのかは課題だと思っています。

外国人については、総務企画局国際部にレインボープラザというのがございまして、そちらのホームページである程度生活に関する情報などを提供させていただいています。

最後の質問にございました、例えば、福岡を外国にどうアピールするのかは、まさに今年からもう少し重点的にやっていくことでして、何かいいご示唆がございましたら、ぜひお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

【北川座長】　答弁漏れがもしありましたら、また事務局でということにしていただいて、失礼でございますが、あと３０分でタイムリミットでございますので、まだまだ言い

足りない点があるかと思いますが、お答えのほうも含めて、手短にお願いします。

【事務局（石丸）】　市民公益活動推進課長の石丸と申します。先ほど、実積委員からご質問がありました私どもでやっています共働事業提案制度のシステムのお話でございます。

確かに規制緩和ということもございますし、なるべく簡略化できないかというお話がございましたけれども、実は共働事業提案制度のフローは、逆にＮＰＯさんのためになっていると私どもは考えています。なぜかと申しますと、共働事業提案制度の大きなジャンルがございまして、一つは、ＮＰＯさんから自由な提案を市が受けて、それが事業化できるかを一緒に考えていくという制度になっています。市の担当職員やＮＰＯさんが初対面のところから始まってまいりますので、そこの信頼構築がまず必要です。それから、自由の提案でございます。ＮＰＯさんは日ごろから活動なさっておられますけれども、そうした日ごろの活動や思いが、福岡市と共働することによってよりいいものになるかどうか、いい提案かどうか、共働する必要性があるのかどうかという内容のすり合わせ、意思疎通から始めなければいけません。そこを私どもでは一番大切にしておりまして、そういうことを「面談」と表記しております。そういう意見のすり合わせをすることで、ＮＰＯさんも市もいろいろなことに気づくし、考えていくことができるフロー図だと思っています。

書面審査及びプレゼンテーションという２回の審査をやっております。こうしたものも市民の皆様に公開しておりまして、そこで皆さんの取り組みをお尋ねいただけます。そういうことを通じてＮＰＯさんが市民の共感や理解を得るというプロセスになっていると私どもは自負しているところでございます。

以上でございます。

【北川座長】　どうぞ。

【実積委員】　おっしゃる意味はよくわかるんですけれども、一番私が怪しさを感じるのは、日程が会計年度とぴったり同じだということで、おそらく市の都合で動いているんだろうと思われるんです。まず、このスピード感で足りるのかという話ですね。ＮＰＯの提案する事業が、今提案して翌年スタートするようなことで十分なのか、もっと緊急な課題についてＮＰＯだったらやっているのではないか。そこは私は実際にデータを持っているわけではないので何とも言えないのですけれども、このスピード感でいいのかどうかというのが一つあります。スピード感の中で、もうちょっと速くするのであれば、人の面はもっと減らすべきだろうし、もっとＩＴを利用するべきだろうと基本的に思います。おっしゃる意味はよくわかります。

【北川座長】　そういうことも議論し、それぞれにお詰めいただきたいと思います。

どうぞ。

【吉田委員】　一つ質問させいただき、二、三意見を述べたいと思います。

まず質問なんですけれども、福岡市の人口の属性をお伺いします。人口が１４０万人から１６０万人に増えたときの属性という意味で、たしか、今の１４０万人のうち、単身世帯が４割から５割だったと思いますが、これから増えていく人口層がどういう属性の割合になるのか、先にちょっと教えてください。見通しで結構です。

【北川座長】　わかりますか。では、お願いします。

【事務局（光山）】　私から簡単にご説明させていただきます。

せんだってマスタープランをつくっていく際、人口推計を公表しました。大枠で言いますと今後２０年間で福岡市の人口は増えるということで、約１６０万人になるという見通しになっています。構成としましては、２０１０年現在の人口が１４７万人ぐらいで、年少人口（１４歳以下）が１３．３％、生産年齢人口（１５歳から６４歳）が６９．１％、６５歳以上が１７．６％となっています。２５年後の２０３５年にはこれが、年少人口（１４歳以下）が１１．０％、生産年齢人口（１５歳から６４歳）が６０．７％、６５歳以上の高齢人口は２８．３％となっていまして、３０年後の２０４０年には高齢人口が３０％を超えるという構成になっています。

【吉田委員】　そのうち単身世帯はどれぐらいになりますか。予想で構いません。

【事務局（光山）】　単身世帯についてはパーセンテージでお示しできませんが、１世帯当たりの人数が、２０１０年は２．０７になっています。これが将来的には２を切っていく形になりまして、先ほど言いました２０３５年ぐらいには１．７９程度に落ちていきます。内訳は、２０４０年ぐらいには、特に高齢化を迎えます単身世帯の２０％が７５歳以上になっていくと見ております。もともと福岡市は若者が多うございますので単身世帯が多いという特徴がございますが、今後の高齢化に向かい、お年寄りの単身世帯が着実に増えていくということがデータから推計されます。

【吉田委員】　ありがとうございました。

では、意見を述べさせていただきます。ほかの部分に行ったり来たりますが、主に２７ページの内容を中心にお話ししたいと思います。

まず、町内会、自治会の基盤強化とありますけれども、今後、コミュニティがどうなっていったらいいのかということに関してです。私は今、福岡市のようなまちなかではなく

て、福岡県の田舎の限界集落を抱えているような地域をお手伝いさせていただいているのですけれども、そういったところを福岡市の２０年後、３０年後の将来像と想定すると、今の段階でどういう布石をしておかなければいけないのかが少し言えるかと思って、人口構成についてお伺いしたわけです。簡単に言うと、ほんとうに必要なことしかできなくなります。今、行政から言われる役職が多過ぎるというのが一つの結論です。いかに減らすかという話をしていかないといけない状況になっていまして、福岡市ぐらいの地域だと今後２０年ぐらいは今のまま行けるのかもしれませんが、これから先を長期で見据えたときには、私は、地域コミュニティの役割は小さくなっていくと考えています。地域コミュニティというのは自治会や町内会です。今、ここの表のように、福祉や防犯、人権、環境、食振会など、いろいろ項目があるんですけれども、ほんとうにやっていかなければいけないテーマは安全・安心、高齢者、子供の問題です。その地域から離れられなくて、その地域の人にしかつくれないものにある程度絞り、役員さんをある程度交代制にして、薄く広く負担する。一方、テーマ型のものは、学習していただいて、ＮＰＯ的に、こちらから働きかけなくても、ほんとうにやりたい人たちが自立的にやれるという体制に持っていく。そして行政の方がプロとして地域を支えていくというくくりにして、地域コミュニティで今やっている事業を長期的に少し整理して、ＮＰＯという言い方は正しくないんですが、テーマ型の、自分たちで自主的に学習して活動いただける市民の数を増やす方向に持っていくことが必要でないかと考えています。まず、それが１点です。

福岡市がとてもいいのは、校区と各種団体の地域の単位が整合していることで、そのメリットを生かして、人材の掘り起こしや育成を施策としてやっていくことが必要ではないかと思っています。それが１点目です。

２点目は、市職員の方の共働への理解や意識向上、法的な手法と、広報マインドをつけるというのは、おそらく一体かと思っています。共働の理解を深めるというのは手段の理解を深めるということなので､これをやろうとするとあまりうまくいかないと思うんです。基本は、何のためにその事業をするのかという目的、目標、意思をきちんと言語化できるというところからスタートして、そのために行政の役割とか、できる資源はこれだけですといったとき、ギャップがあってはじめて、だれをパートナーにしたらいかということになるかと思うんです。共働というのは最初から必要なわけではなくて、どんな仕事でも、とにかく目的、目標、行政の役割や仕事を定義することから始めないといけないだろうと思っています。その部分で研修や、きちんと言語化する、ないしは今回の取り組んでいる

プランなどで再定義し直す、それを浸透させることがまず必要だろうと思います。

パートナーを見つけるというのはまた別の能力で、これはだれがどんなことができるのかをよく知っておかないといけないんですが、私の経験でいくと、いろいろな地域やＮＰＯの活動、人にかかわる仕事を１０年以上やってないと、多分、能力的に無理だろうと思います。ある公民館の方と事例研究をして、共働のコーディネーターの役割を担える人たちに何例も登場いただいたんですけれども、たった１個だけ共通だったのは、１０年以上の経験があったということだけです。おそらくそういう制度を知って、使いこなせて、必要な人を連れてこれるような発想ができるようになるのには結構時間がかかる気がしますので、ある一定の経験のある方たちへのトレーニングが必要だと思っています。

では、若い方はどういうふうに研修の意識を高めていったらいいのかというと、相手を知ることと、事業の全体像を知る、発想を身につけるトレーニングをどこかでしないといけないと思っていますが、今、行政の事業がすごく減っていて、経験によるトレーニングの場が減っています。それと、共働と言われているので、自分が全部をやれなくて、いつも部分しかやれていません。そういう経験しかしていない人がこれからどんどん出てきますが、共働というのは全体像がわかった上で自分の役割を定義する能力で、そういう意味では、行政の今の仕事のジョブ・トレーニングだけでは多分経験が不足することが予想されます。例えば、ほかの市町村だと新人さんを地域の行事に派遣して、業務以外で、小さくていいから全体がわかるようなトレーニングをさせたりしています。そういったことが必要だと思っています。

３点目、これが最後です。横断的な行政組織のあり方――あり方と言っていいのかわからないですが、最近の共働は、先ほどの共働提案事業のように、事業の単位が小さくなっているのに手間がかかるんですよね。評価しますとか、提案書を書いてくださいとか、会期報告をしてくださいということが多いんです。ですから、ほんとうに効率化されているのかよくわからないというか、透明化されていくんだけれども、事業の手間は広がるということになっていますので、もう少し事業と事業を幾つか組み合わせて一つの事業にして、１個１個の事業評価をするのではなく、この事業は人材発掘をするための事業ととらえて、この事業は何とかととらえて、三つ目の事業ぐらいで評価ができればいいというような事業評価の仕方みたいなものを変えていかないと、連携というふうにはなりにくいと思っています。このあたりは組織の体制部分との兼ね合いがあると思いますが、検討が必要ではないかと考えます。

以上です。

【北川座長】　たくさんお話しいただいて、私もどれだけ理解できたか苦しいところです。それはいいんですけれども、ちょっと進め方が全体会議の中で……。貴重なことをおっしゃってるんですね。やり方、例えば、冒頭申し上げたようにチームをつくるとか、そういうことも加留部委員さんなんかとご検討いただいて。今の共働に福岡市政としてどう取り組むかをここの限られた時間で取り上げると、早口で話していただいたり、十分インタラクティブな質疑ができないので、これもお入りいただいて、事務局と検討するやり方というか。随所にＩＣＴなんかも出てくると思うんです。そういうことでよろしいですか。今のことで、これだけは答えろということはありますか。よろしいですか。

では、事務局の方も、今おっしゃっていただいた共働というのはパラダイムチェンジに関することで、貴重なお話ですので、よろしく検討をお願いしたいと思います。

あと１５分ですが、加留部委員さん。

【加留部委員】　質問はしません。感想と論点がたくさん出てきていますので、答えというよりも、気になっているところにだけ触れてみたいと思います。

まず、福岡市の職員の方々は、福岡市のことに関して２４時間３６５日考えることができる専従者です。それに対して市民というのは、ほかに仕事持ったり、いろいろなことをやっていて、時々考えることや役割を担う非専従者です。専従者と非専従者の間には情報において極めて大きな差があります。職員の方は、ずっと考え続け、時間をかけてプロセスを経験し、定点観測をしている人たちです。我々は、時々どこかを切り取り、どうなっていますかと確認するだけでもものすごく時間がかかります。このギャップが常に存在するということが大前提だろうと思っています。前半の議論に１時間半かかりました。もっと丁寧にやればもっとかかって、それで終わったかもしれない。それぐらい職員の方が持っている情報と我々が持っている情報には格段の差があるという大前提を、十分に認識していただきたいと思います。

発信されても、前回、吉田委員がおっしゃったように共有するところまでなかなか行き着きません。そのたびにこういう会議をやらなければいけないということが日常的に発生していて、委員会を立ち上げるとか、プロジェクトがあるということで、先ほどご指摘いただきました共働事業提案制度では実はそれを補わなければいけない状態があって、わざわざああいう路線に乗せないと対等な立場で物が言えないという状態なんです。広報広聴であろうと、情報公開であろうと、この後のいろいろなことであろうと、私はこれがベー

スだろうと感じています。事務事業評価でも同じことです。いろいろなことを担当させてもらって、それを常々感じています。

私はたまさか福岡市役所とは２０年以上のおつき合いがあるので、手の内や人となりなど、おおよそのことがわかっているところがあるのではしょることができますが、一般の市民の方にはこれをはしょることができません。ゼロからスタートです。ましてよそから来た人たちはそうです。この差異を、時にシステムで、時にアナログで、どうやって埋めていくのか、これが一番根本だろうと私は感じています。

今回の資料に「市民の納得と共感」とありますが、４回目のときにこの「市民」を「職員」に置きかえると、同じことを議論することになるだろうと私は今予想しています。多分、相似形です。中でやっていることと外に対してやっていることは、基本的に同じことだと感じています。また、同じことをどこかで繰り返すことになるんだろうと感じています。

その中で、広報に関しては、私は学生時代に入手した大分県の広報のマニュアルを今でも手元に持っていまして、そこには「正しく、やさしく、タイムリーに」と書かれています。「やさしく、タイムリー」は先ほどの中にありましたけれども、「正しく」というところがどうかというところをあえて問います。まずは、うそや間違いがないかというところからスタートすべきだろうと思います。もう一つは「隠すな」です。そういうことを含めて「正しく」広報されているか心配しています。大体もめるときというは、知らされてないとか、知らなかった、そういうことは聞いてないということが多いものですから、公開というのは、「公」という言葉を使っているだけに行政の基本的な所作であろうと思っているところです。

人の話がなかなか聞けないとありますが、「広聴」の「聴」は、「聴す」と書いて「ゆるす」と読むそうです。要は、人の話を聞くということは相手を許す行為であり、聞いてもらえたということは、そこにいることや語ることが許されている状態をあらわします。福岡県庁の「庁」は、今でこそ「庁」ですが、昔は「丁」のところに「聴」を当てていました。だから、もともと役所、役場は人の話を聞く場所だったはずなんです。それが聞けてないのは、多分、「あなたが間違っている。私が正しい」と思っているからです。それは情報を持っていて、その状況を知っているからです。我々は知らないから言ってるんです。あるいは、教えられていなかったり、伝わってなかったりするからです。ほんとに単純な量の違いが大きな差異になってることを感じています。

ＳＮＳなどを使うことは私も大賛成なんですが、時に表出するような情報と、そこの行間に込められているものは全く違います。行間の部分で必ず差異が出ます。皆さんは知っていて、「そんなの当たり前だ」と思っていても、我々は「え、そんなことがあったんですか」という背景などはわかりません。そこは手間暇惜しまず直接対話でやってほしいと思います。

先ほどの区役所の窓口のところですが、流動性が非常に高いということにつきまして、前、人事の仕事をしていたときに、転居を伴ってやってくることがあって、事業者が非常に多いものですから、事業者の人事部に対して、転居が決まったら福岡市のここに行けという情報が流れてないのかなと思ったということがありました。理想的な手続の方法は、もちろん安くて、近くて、短時間だということです。

最後に共働のところは、職員の方たちが共働をとらえるとき、私は当事者意識が必要だと思っています。自分たちが共働しなければいけない根本的な原因は何か。先ほど来、ちょいちょい出ていますように、役所の中だけではなかなか相談相手がいなくて、外に相談相手を求めるべき時代に入った、だから市民とやっていく必要がある。また、先ほど吉田委員が触れたように、役所の中だけの人材育成には限界が出始めてきて、特にこれからの世代はそのあたりの体験や経験が薄くなってくる危険性がある。そこを現場でどうカバーするのかという意味において、現場で人を育ててもらうという手法が、私が知っているだけでも宗像市や高松市で既に始まっています。

そして、外から目を入れ、異質なものを入れることで業務改善につなげていく。これは共働事業提案制度で上がった案件が、その改善について、職員が市長から表彰されたという実績も出ています。自分たちだけでは無理なところを、外と一緒に何かをやってブレークスルーするという視点をぜひもう１回持ち合わせていただきたいと思います。

最後に、自治会、町内会のところでは、私も吉田委員と同じことを感じることがあります。自助、共助、公助という言葉を使いますが、どうも自助と共助の間に一つ入るのではないかということを最近聞きました。それは「近助」です。ご近所づきあいと通じるところがあります。自助は自分たちだけ、家庭の中だけです。「共助」が多分、福岡市で言うところの小学校単位なんでしょう。「近助」をどうするかということで言えば、最後に残るのは高齢者や弱者をどうするかということだったり、安心・安全になってくるということを同様に感じています。グループサイズというかスケールを、お互いに動き合えるとか、顔が見える範囲に置き直してみることも必要なのかもしれません。博多祇園山笠の背割りで

残ったようなコミュニティがあるところと、道路で囲まれたコミュニティの基礎単位の組、町内会のくくり方一つが、そんなところに微妙に影響しているのではないかと感じています。

以上です。

【北川座長】　どうも申しわけありません。今後のやり方については検討させていただきますので、ご了解いただいて。

世良委員、お願いします。

【世良委員】　情報公開、情報提供の面について申し上げさせていただきます。

今回の資料を拝見しますと、意思形成過程の公開のあり方など手法についてご意見をいただきたいポイントというのが８ページにあるわけなんですけれども、どのような情報を公開するのかという点を抜きにして情報提供手法だけ論じても、どんな情報の中身を公開するべきなのかがきちんと検討されないと、手段についても考えることができないのではないかと考えます。その際、行政の情報というのは原則公開すべきだという視点で行政運営がされているかどうかが非常に大事なのではないかと思っています。

先ほど、石森委員のご質問の回答のところで、意思形成過程の情報の公表は重要なんだと石森委員がおっしゃったときに、お答えの内容として、附属機関についてはその会議の過程を公開していますということをおっしゃっていただきました。付属機関というのはこの審議会もそうなんですが、附属機関だけについてのお答しかいただけなかったのは非常に残念に思います。具体的には行政の日々の活動の中で出てくる意思決定過程の情報というのがまさに公開されなければならないのではないかと思うんです。その場合には、その公開の業務にばかり忙殺されても仕方がないとか、質によっては非開示にしなければいけない情報ももちろんあるとは思います。だけれども、そういったことについて、どの程度組織的に、また制度としてきちんと仕分けされているのかというあたりを今回の資料には特段示してありませんし、そういった検討はされているのかというところが気になりました。

原則公開と先ほど申しまたけれども、そういう観点に立ちましたら、基本的に結果がこうですという公表だけではなくて、もっと別な形でどのように公表していくのかというのが、市民の納得と共感という部分に非常に大きくつながってくると思いますので、効率性との兼ね合いで問題も出てくると思うのですけれども、ぜひさまざまな情報を公開する、その情報の質についても庁内で検討いただきたいと思います。まず、これが一つです。

２点目は、公文書管理法についてです。平成２３年４月から施行されているわけですけれども、これは行政機関による文書管理が情報公開制度が十分に機能するための不可欠な前提だということで制定されたわけですけれども、こういった法律の視点を市民への情報提供へ活用できないだろうかと考えます。行政のいろいろな文書があって、それに市民が何らかの形でアクセスできるようにする。そのためには、行政文書なりの統一的な管理ルールがなければいけない。そういう文書管理をどうするのか。文書にとどまらず情報管理と言ってもいいと思いますけれども、それを一度整理されないと、情報公開の前提となる情報のいろいろな仕分けはなかなか難しいと思っています。公文書管理法がありますから、公文書管理条例というものをつくってもよろしいかと思いますし、もしかしたらご検討の途中かもしれませんので、その点について何かご検討されているということであれば、短くて結構ですので、後ほど教えていただければと思います。

それから、開示する情報の質の部分について、資料にはプラスの情報をメーンに書かれていたように思うんです。例えば、不祥事などが起きた場合にどのような情報を市民に開示して、市民の納得と共感を得るのかという検討がこのたびされていないのではないかと少し心配しています。マイナスの情報ですし、例えば、不祥事ということでしたら人事関する事柄であったりすると思うので、すべての情報を開示することは難しいのかもしれませんけれども、何か不祥事が起きたときに、その情報をどのように開示するのかという基準が整理されていれば、場当たり的に不祥事が発生したことが「発覚する」ということがなくて済むのではないかと思っています。

これは後ほどの議論の対象になっているコンプライアンスにも関係してくるんだろうと思いますけれども、福岡市においては福岡市コンプライアンス向上検討委員会というようなものが四、五年前に設けられて、報告書などもまとめられています。それに応じた対応策も平成２０年に作成され、ホームページなどにも載っていますが、２０年の後はどうなってるのか、インターネット上では探せませんでした。不祥事対策にとどまらないと思うんですが、マイナスの情報をどのような基準で開示して、どのように対応するのかという組織的な取り組みがもしかしたら既におありで、私が入手した資料から探せていないだけかもしれませんけれども、そのあたりついてもご検討いただければと思います。

以上、公文書管理の条例に関する部分だけでも教えていただければと思います。

【北川座長】　簡単にお答えいただけますか。もしあれなら、１回まとめてということでよろしいですか。

【世良委員】　　はい。

【北川座長】　　済みません、皆さん、ご発言があるかと思いますが、もう４時ということでお許しいただきたいと思います。

皆さん、ほんとう早口言葉になってしまって、みごとにしゃべれるなと感心して聞いていたんですが、これでは会議になりませんので、座長として会議の運営については申しわけないと思います。しかし、今日お話しいただいた中身はそれだけ濃いものだと思います。したがって、委員会の運営のあり方について、皆さんのご意見もいただきながら、事務局と私が入ってまとめさせていただくようということで、今日の不手際をお許しいただきたいと思います。

今日は、前段の「有識者会議（第２回）の確認事項」に１時間２０分ぐらいとられてしまいましたけれども、これでいきますと、次回に行う、今日の「市民の納得と共感」についての確認はもっと時間がかかると思います。委員の皆さんも執行部もお忙しいでしょうけれども、会議間の時間の使い方について執行部と詰めたいと思いますので、皆さん方のご意見をよろしくお願い申し上げます。

私どもの会議としては今日は以上でございますけれども、会議の進め方等々で執行部から、私ども、あるいは委員さん同士でも意見交換させていただいて、ほんとうに実りのある委員会としての成果を上げたいと思っておりますので、その点についてもぜひご協力いただきたいと思います。

委員会としては以上でございますが、執行部から何か補足説明や議事日程についてよろしいですか。

【事務局（臼井）】　　次回の日程だけご連絡をさせていただきます。次回は７月９日１３時からの開催を予定しています。場所は現在調整しておりますので、確定次第、ご連絡差し上げます。よろしくお願いします。私からは以上でございます。

【北川座長】　　その時間でよろしゅうございますね。

では、お忙しいところお集まりいただいて、ほんとうにご熱心にご議論いただいてありがとうございました。次回の会議までに今日いただいた執行部とのやりとりとか、委員さん同士での議論をどう詰めていくかについてはしばらく時間をいただきたいと思いますので、皆さんからもご意見をお寄せいただきたいと思います。委員の皆さん、関係者の皆さん、長時間ありがとうございました。

—— 了 ——